

春日井市一般廃棄物処理基本計画 (中間案)

2023(令和5)年10月

春日井市

目次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象区域	4
4 計画の対象とする廃棄物	4
5 計画期間	4
6 本計画とSDGsの関係	5
7 計画の推進	6
第2章 春日井市の概況	8
1 位置・面積	8
2 人口	9
3 産業	10

第2部 ごみ処理

第1章 ごみ処理の現状と課題	12
1 ごみ処理の方法	12
2 前計画（中間目標年度まで）の総括	22
3 ごみ処理の実績	25
4 市民意識	37
5 今後の課題	40
第2章 ごみ処理の将来像	43
1 基本理念	43
2 基本方針	43
3 計画目標	44
4 目標達成時の排出予測	44
第3章 実現に向けた施策	47
1 施策体系	47
2 具体的な施策	48
基本施策1 ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）	48
基本施策2 ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）	51
基本施策3 分かりやすい情報発信と環境教育の推進	53
基本施策4 ごみの適正排出と環境美化の推進	55
基本施策5 効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築	57
基本施策6 適正な中間処理・最終処分体制の確立	59

第3部 生活排水処理

第1章 生活排水処理の現状と課題	62
1 生活排水処理の現状	62
2 今後の課題	70
第2章 生活排水処理の将来像	71
1 基本理念	71
2 基本方針	71
3 計画目標	72
4 目標達成時の処理人口等の予測	72
第3章 実現に向けた施策	74
基本方針1 生活排水処理の更なる推進	74
基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理	75

第 1 部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、気候変動の影響が原因と考えられる自然災害の激甚化・頻発化や、金属や化石燃料等の天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響など、環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、資源の循環的利用を一層徹底することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」への変革が求められています。

また、2015（平成27）年9月の国連サミットでは、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取り組みが求められています。

こうした中、我が国においては、循環型社会形成推進基本法（2000（平成12）年6月制定）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画の策定（2018（平成30）年6月）や、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（2019（令和元）年10月）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（2022（令和4）年4月）などにより、循環型社会の形成に向けて、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる持続可能な社会づくりへの取組が進められています。また、春日井市（以下「本市」という。）では、2021（令和3）年6月に、2050（令和32）年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言し、脱炭素社会^{※1}の実現に向けて、廃棄物分野においても二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組むこととしています。

こうした本市の廃棄物処理を取り巻く環境の変化に的確に対応し、循環型社会の実現に向けて一層のごみの減量や資源化、適正な処理を推進するため、2023（令和5）年度に中間目標年度を迎える「春日井市ごみ処理基本計画」を改定します。また、改定に当たっては、生活排水の適正処理を推進するための「春日井市生活排水処理基本計画」が2023（令和5）年度に計画目標年度を迎えることから、これらの一般廃棄物処理に関する計画を統合し、「春日井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）として策定します。

また、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」（2020（令和2）年3月閣議決定）や愛知県食品ロス削減推進計画（2022（令和4）年2月策定）を踏まえ、本市における食品ロス削減の取組を一層推進するため、ごみの減量と資源化の視点から実効性のある計画として、本計画の策定に内包する形で食品ロス削減推進計画を策定します。

^{※1} 脱炭素社会…二酸化炭素を始めとした温室効果ガスの排出量について、排出削減と吸収源確保の取組により、実質的にゼロ（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）を達成した社会のこと。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、本市の廃棄物行政の最上位計画と位置づけ、一般廃棄物の排出の抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な事項を定めるものです。

また、食品ロスの削減に当たっては、廃棄物行政全体の調和を保つことが重要であるため、本計画を「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に規定される市町村食品ロス削減推進計画として位置付けます。

なお、本計画の策定や見直しに際しては、廃棄物処理に関する国の方針等のほか、「春日井市第六次総合計画」や「春日井市環境基本計画」等の関連計画との整合を図ります。

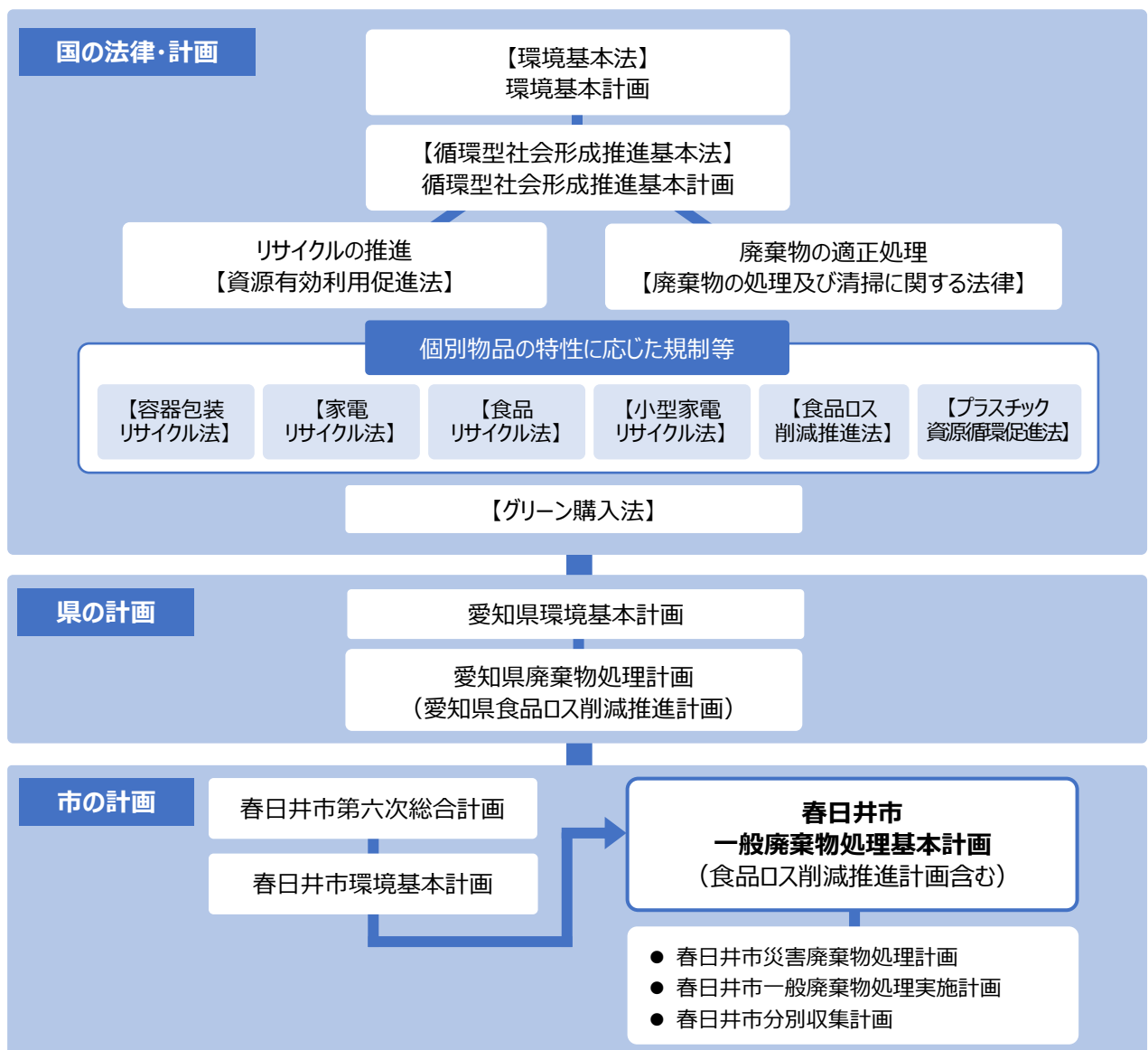


図 1-1 本計画の位置付け

3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、春日井市全域とします。

4 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

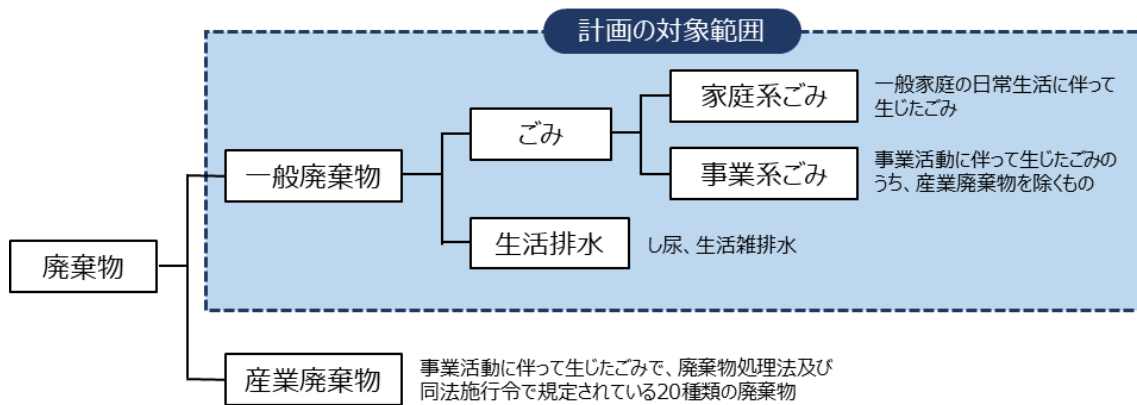


図 1-2 本計画の対象範囲

5 計画期間

本計画は、2024（令和6）年度を計画初年度とし、2033（令和15）年度を目標年度とする10年間の計画期間とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
和暦	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
内容・計画期間	▲基準年度	計画策定	▶ 計画期間（10年）									
							▲中間目標年度					▲計画目標年度

図 1-3 本計画の計画期間

6 本計画とSDGsの関係

SDGsとは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略であり、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を基本理念としています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、「ゴール 6 : 安全な水とトイレを世界中に」の水質の改善や水に関わる生態系の保護・回復や、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール 12 : つくる責任つかう責任」の食糧廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがあります。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性 (レジリエンス) や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

本計画においては、本市における廃棄物処理の現状や課題を踏まえるとともに、SDGs の視点を取り入れながら、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めます。



出典：国連広報センター

図 1-4 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標

7 計画の推進

(1) 各主体の責務・役割

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、相互に連携し、協働して取り組む必要があります。各主体に期待される役割は、次のとおりです。

市民の役割

①排出者の責務

- ・ごみの発生抑制に努めた生活を心がけ、資源分別の徹底など、ごみの減量や資源化に取り組む。
- ・一人ひとりがごみの排出ルールを遵守し、ごみステーション等の清潔保持に努める。
- ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の利用など、適切な生活排水の処理に努める。

②地域コミュニティの充実

- ・集団資源回収や地域清掃、ごみステーションの維持管理など、地域コミュニティを通じた活動に協力する。

事業者の役割

①排出事業者の責務

- ・ごみの排出から最終処分に至るまで責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努める。
- ・資源や産業廃棄物の分別徹底に努めた事業系ごみの適正排出を推進する。
- ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の利用など、適切な生活排水の処理に努める。

②生産者責任等

- ・環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努めるとともに、ごみの減量や資源化に取り組む。

市の役割

①排出者としての責務

- ・「春日井市役所地球温暖化対策行動指針^{※2}」の実践等により、市民や事業者の模範となるよう、市職員一人ひとりが率先してごみの減量と資源化に努める。

②計画・施策の実行

- ・市民・事業者等の幅広い主体と連携・協働して本計画を推進する。
- ・ごみの分別・排出方法の周知徹底に努める。
- ・社会情勢等の変化を注視し、柔軟かつ迅速に対応する。

③安定的な処理体制の確保

- ・安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の維持・更新を行う。
- ・大規模災害発生時や感染症蔓延時などにおいても、安定的な収集・処理体制を維持し、ごみ処理の継続を図る。
- ・効率的で適正な生活排水処理を推進する。

^{※2} 春日井市役所地球温暖化対策行動指針…本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の抑制・削減を図るため、職員の行動や公共施設の設備の更新・運用改善に関する取組を定めた指針。

(2) 計画の進行管理

本計画の目標の達成状況や施策の実施状況等について、PDCAサイクル^{※3}に基づく進行管理を行います。

進行管理に当たっては、春日井市廃棄物減量等推進審議会^{※4}への報告と審議を行い、市ホームページ等で公表します。また、計画の進捗状況等を踏まえて必要に応じて施策の改善を図り、毎年度策定する「春日井市一般廃棄物処理実施計画」に反映し、取組を推進します。

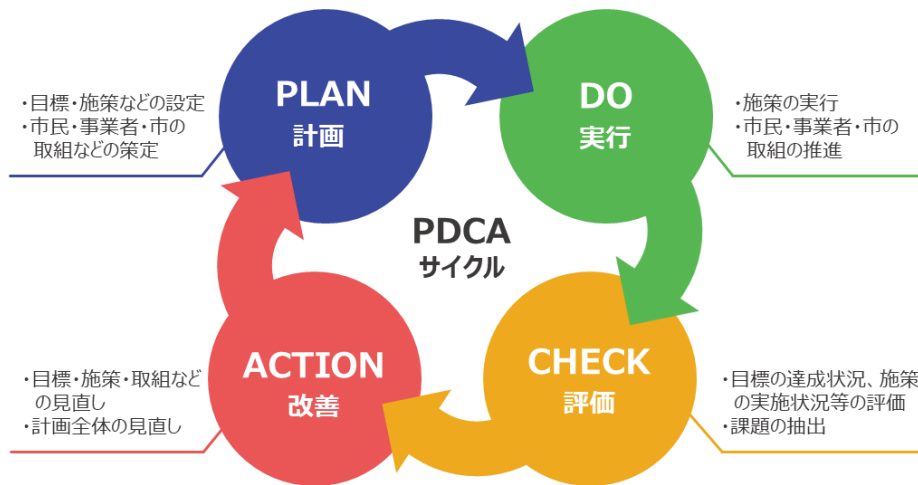


図 1-5 PDCAサイクルによる進行管理

^{※3} PDCAサイクル…Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことにより、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステム。

^{※4} 春日井市廃棄物減量等推進審議会…春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき設置する附属機関で、市民、事業者、学識経験者等で構成し、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議する。

第2章 春日井市の概況

1 位置・面積

本市は、1943（昭和18）年6月に勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の4町村の合併により誕生し、1958（昭和33年）1月には高蔵寺町、坂下町の2町が合併して現在の市域となりました。

市内には、東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道の高規格幹線道路のほか、東西に国道19号、南北には国道155号、南部には国道302号が走っています。

また、市内を走るJR中央本線、名鉄小牧線、愛知環状鉄道、TKJ城北線の4鉄道には合計11の駅があり、更には県営名古屋空港にも隣接しています。

このような交通至便な立地条件のもと、名古屋市に隣接した本市では、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進し、現在は人口約31万人を有しています。

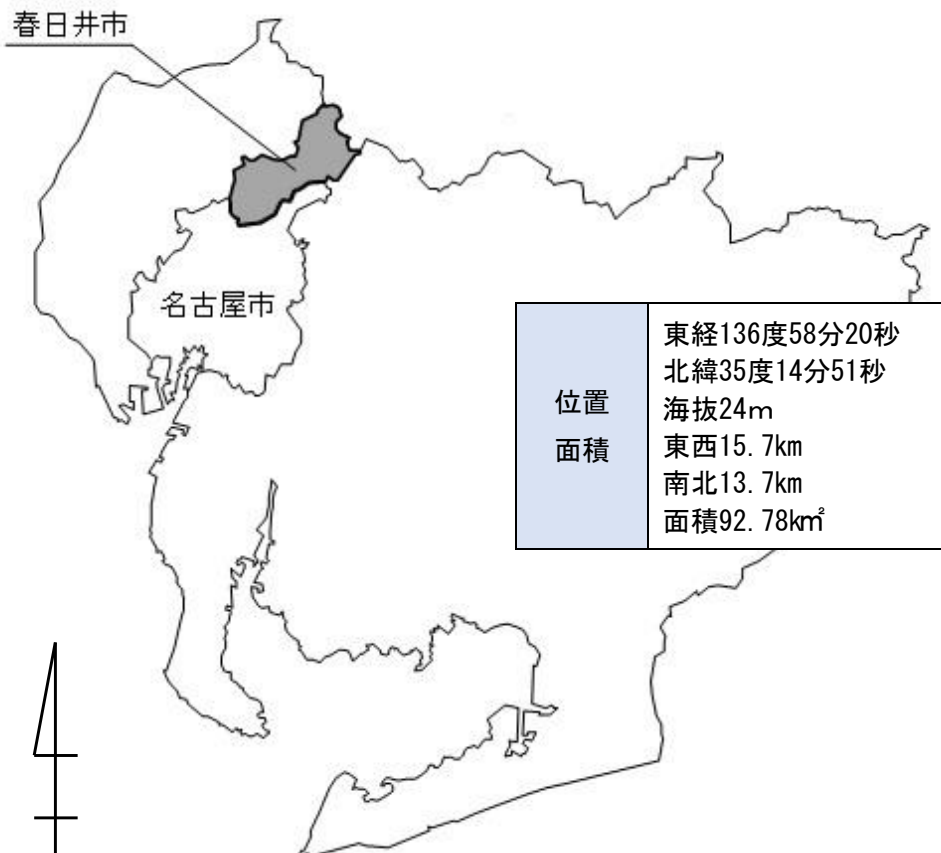
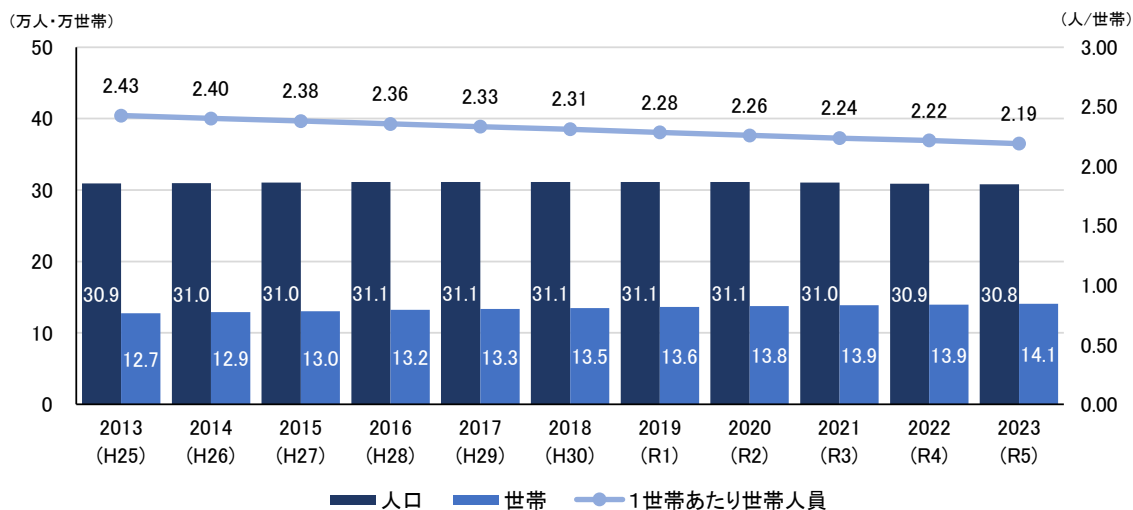


図1-6 本市の位置

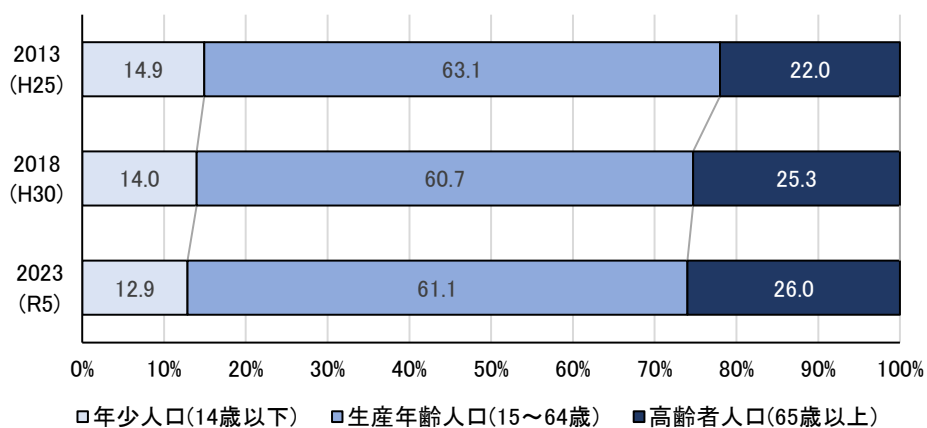
2 人口

本市の人口は、2023（令和5）年4月1日時点で308,038人、世帯数は140,647世帯です。人口は2017（平成29）年頃にピークを迎え、その後は緩やかな減少傾向にあります。一方、世帯数は年々増加しており、1世帯あたり世帯人員が減少しています。また、年齢別の人口割合をみると、総人口に占める65歳以上の人口（高齢者人口）が年々増加しており、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

図 1-7 人口等の推移



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

図 1-8 年齢3区分別の人口割合

3 産業

本市の産業構造は、第3次産業^{※5}が中心となっており、その割合は増加傾向にあります。一方、第1次産業^{※5}と第2次産業^{※5}の就業者数は減少傾向です。

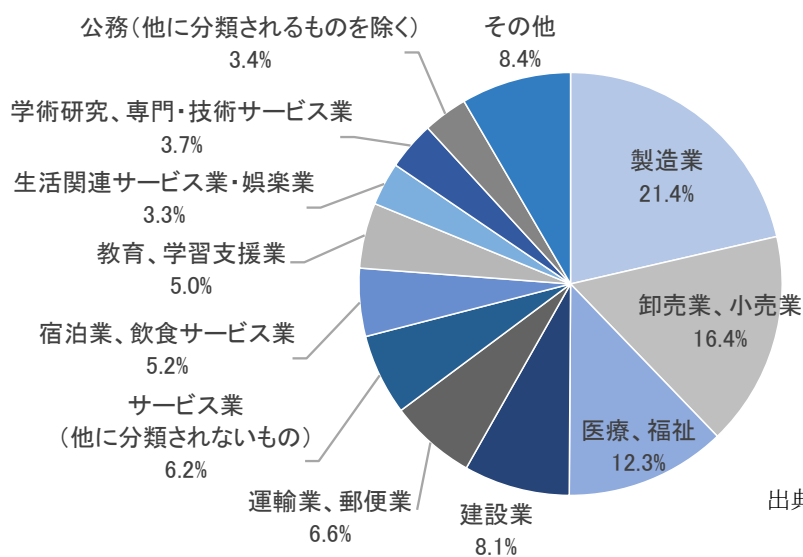
また、産業（大分類）別就業者の割合は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」の順となっています。

表 1-9 産業別就業者及び構成比の推移

(単位：人)

項目	2005 (H17)		2010 (H22)		2015 (H27)		2020 (R2)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総就業者数	147,490	100.0%	148,231	100.0%	145,722	100.0%	144,741	100.0%
第1次産業	1,327	0.9%	945	0.6%	916	0.6%	961	0.7%
第2次産業	46,843	31.8%	42,223	28.5%	43,101	29.6%	41,616	28.8%
第3次産業	97,211	65.9%	95,032	64.1%	96,234	66.0%	98,348	67.9%
分類不能の産業	2,109	1.4%	10,031	6.8%	5,471	3.8%	3,816	2.6%

出典：国勢調査



出典：2020（令和2）年国勢調査

図 1-10 産業（大分類）別就業者の割合

※5 第1次産業…農業、林業、水産業など自然を利用した産業。

第2次産業…製造業、建設業など第1次産業で生産した原材料を加工する産業。

第3次産業…商業、運輸通信業、サービス業など第1次、第2次産業以外の産業。

第2部 ごみ処理

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の方法

(1) ごみの種類と排出・収集方法

① ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみ排出区分の定義は、下図のとおりです。

本計画では、市民や事業者等により排出される全ての不要物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、民間事業者による資源回収や事業者の独自処理、市民による自家処理（生ごみの減量化など）によって減量化や資源化が行われている「潜在ごみ」については、実数として捉えることが困難なものがあるため、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活排出ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活排出ごみのうち「集団回収」と「資源物」を除いた処理・処分が必要な、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、特定廃棄物、及び使用済み乾電池等を「家庭系ごみ」とします。

また、「ごみ総排出量」から「集団回収」を除いたものを「ごみ・資源物排出量」、「ごみ総排出量」から「集団回収」と「資源物」を除いたものを「ごみ排出量」とします。

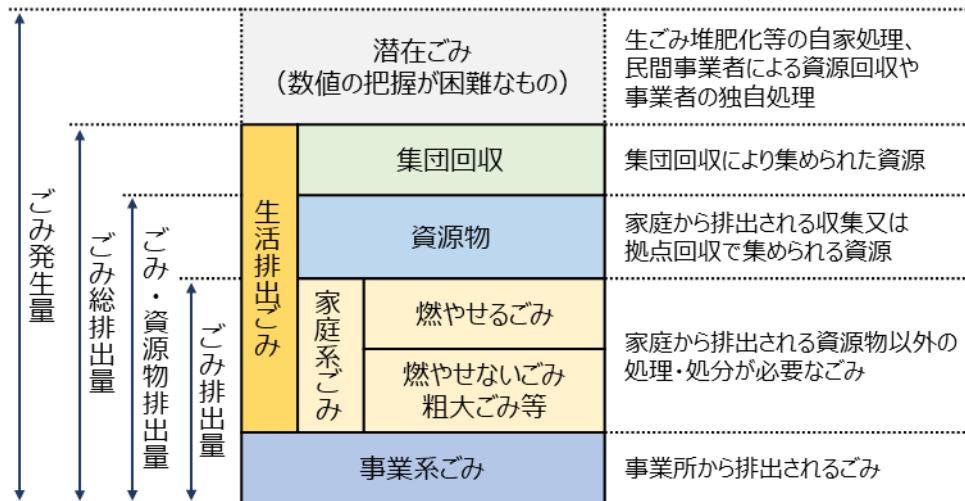


図 2-1 ごみ排出区分の定義

② 生活排出ごみ

ア 収集するもの

収集する生活排出ごみは、下表の区分ごとに分別収集しています。

表 2-2 生活排出ごみの分別区分

区分		種類	
燃やせるごみ		生ごみ、リサイクルできない紙、革製品、靴、木の枝、おむつ、ぬいぐるみ、30cm以下のプラスチック製品、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	
燃やせないごみ		ガラス・陶器類、使い捨てカイロ、電球等	
粗大ごみ		ベッド、ソファ、テーブル、タンス、本棚、テレビ台、オーディオラック、食器棚等（1辺80cm以上2m以下、50kg以下）	
特定廃棄物		電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレス、自動車タイヤ、自動車ホイール、自動車バッテリー	
使用済み乾電池等		乾電池、水銀体温計	
蛍光管		蛍光管（割れていないもの）	
家電4品目		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機	
資源物	古紙	新聞紙	新聞紙
		雑誌	雑誌
		雑がみ	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等のリサイクルできる紙
		段ボール	段ボール
		牛乳パック類	牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック
		古着	ワイシャツ、セーター、スカート等の古着
	飲料缶	ビール、コーヒー、清涼飲料等の飲料缶	
	ガラスびん	ビールびん、一升びん等の飲食用びん	
	ペットボトル	清涼飲料、お茶、しょうゆ等のPETマークがあるもの	
	プラスチック製容器包装	カップ・パック類、袋・ラップ類、ボトル類等のプラスチック製容器包装識別表示（プラマーク）のあるもの	
	金属類（小型家電含む）	小型家電、作業道具等の金属製のもの	
		発火性危険物	スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター、充電式電池を内蔵した小型家電
	廃食用油		植物性天ぷら油

2023（令和5）年4月1日時点

生活排出ごみの排出・収集方法は、下表のとおりで、燃やせるごみ、燃やせないごみ、使用済み乾電池等、資源物は、ステーション収集を行い、粗大ごみや特定廃棄物等は、戸別収集の申込み又はクリーンセンターへの直接搬入を行うこととしています。また、蛍光管や発火性危険物、廃食用油等は、拠点収集を実施しています。

表 2-3 生活排出ごみの排出・収集方法

種類・区分		排出方法	収集方法	収集回数	料金	
燃やせるごみ		指定袋（黄色）	ステーション収集（直営・委託）	週 2 回	無料	
燃やせないごみ		指定袋（青色）	ステーション収集（委託）	月 2 回		
粗大ごみ		戸別収集のため清掃事業所へ申込み クリーンセンターへ直接搬入			有料	
特定廃棄物						
家電 4 品目						
使用済み乾電池等		透明・半透明の袋	ステーション収集（直営・委託）	年 2 回	無料	
		直接持ち込む	拠点収集（公共施設等82か所）	随時		
蛍光管		直接持ち込む	拠点収集（公共施設等25か所）	随時	無料	
資源物	古紙	新聞紙	ステーション収集（委託）	月 2 回	無料	
		雑誌				
		雑がみ				
		段ボール				
		牛乳パック類				
		古着				
	飲料缶		透明・半透明の袋	ステーション収集（委託）		週 1 回
	ガラスびん					
	ペットボトル					
	プラスチック製容器包装		指定袋（無色）	月 1 回		
	金属類（小型家電含む）		透明・半透明の袋			
	発火性危険物		指定袋（赤色）	拠点収集（充電式小型家電は公共施設16か所、スプレー缶等は公共施設30か所）		随時
直接持ち込む						
廃食用油		びん又はペットボトルに入れふたをする	拠点収集（公共施設18か所）	随時		
犬、猫等の死体		戸別収集のため清掃事業所へ申込み 清掃事業所へ直接搬入			有料	

2023（令和5）年4月1日時点

イ 収集しないもの・処理できないもの

収集しない、処理できない生活排出ごみは、次のとおりです。収集しない生活排出ごみは、自らクリーンセンターへ直接搬入、又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼することとしています。

表 2-4 収集しないもの、処理できないもの

区分	種類
収集しないもの	引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ
	長さ 2 m 及び 50kg を超えるものなど、収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの
	土、石、瓦など、最終処分場へ搬入するもの
処理できないもの	消火器、オートバイなど、広域認定制度 ^{※6} で処理を行うもの
	パソコン、ピアノ等販売店や専門業者に適正な処理を依頼するもの
	シンナー、在宅医療用注射針、廃油など、処理施設に支障を及ぼすおそれのあるもの

2023（令和5）年4月1日時点

③ 事業系ごみ

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、再生事業者等を活用して積極的に再資源化に取り組むものとしています。

表 2-5 事業系ごみ

区分	処理方法
資源化できるもの	再生事業者等を活用
資源化できないもの	春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼、又はクリーンセンターへ直接搬入

2023（令和5）年4月1日時点

※クリーンセンターは一般廃棄物処理施設のため、産業廃棄物や市外の廃棄物は搬入不可。

^{※6} 広域認定制度…製造事業者等が廃棄物の処理を広域的に行うことを環境大臣が認定することで、廃棄物処理に関する地方公共団体ごとの許可を不要にする特例制度。

(2) 処理方法

生活排出ごみや事業系ごみは、次のとおり処理しています。

表 2-6 ごみ処理

区分	処理・資源化方法等
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターで焼却します。 ・焼却処理後に発生する灰は、再生事業者へ引き渡し又は市内外の最終処分場で埋立処分します。
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕処理施設で、破砕資源、破砕可燃物、破砕不燃物に分けます。 ・破砕可燃物は、クリーンセンターで焼却します。 ・破砕不燃物は、最終処分場で埋立処分します。 ・破砕資源は、再生事業者に引き渡します。 ・破砕不適物の砂・石は、最終処分場で埋立処分します。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用可能なものは、修理して市民に販売します。 ・その他の粗大ごみは、燃やせないごみと同様の処理をします。
その他専用の処理のために分類するごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、水銀体温計は再生事業者に引き渡します。 ・家電4品目は、再生事業者に引き渡します。 ・その他の特定廃棄物は、個別に適正処理します。
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙等の紙類は、再生事業者に引き渡します。 ・飲料缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に選別し、再生事業者に引き渡します。 ・プラスチック製容器包装やペットボトルは、選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会^{※7}で資源化が行われます。 ・金属類は、充電式電池を内蔵した小型家電、スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター、その他に選別し、再生事業者に引き渡します。

2023（令和5）年4月1日時点

^{※7} 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人で、同法の対象となる容器包装の製造・販売等を行う特定事業者等からの委託を受けて、容器包装廃棄物等のリサイクル事業を実施している。

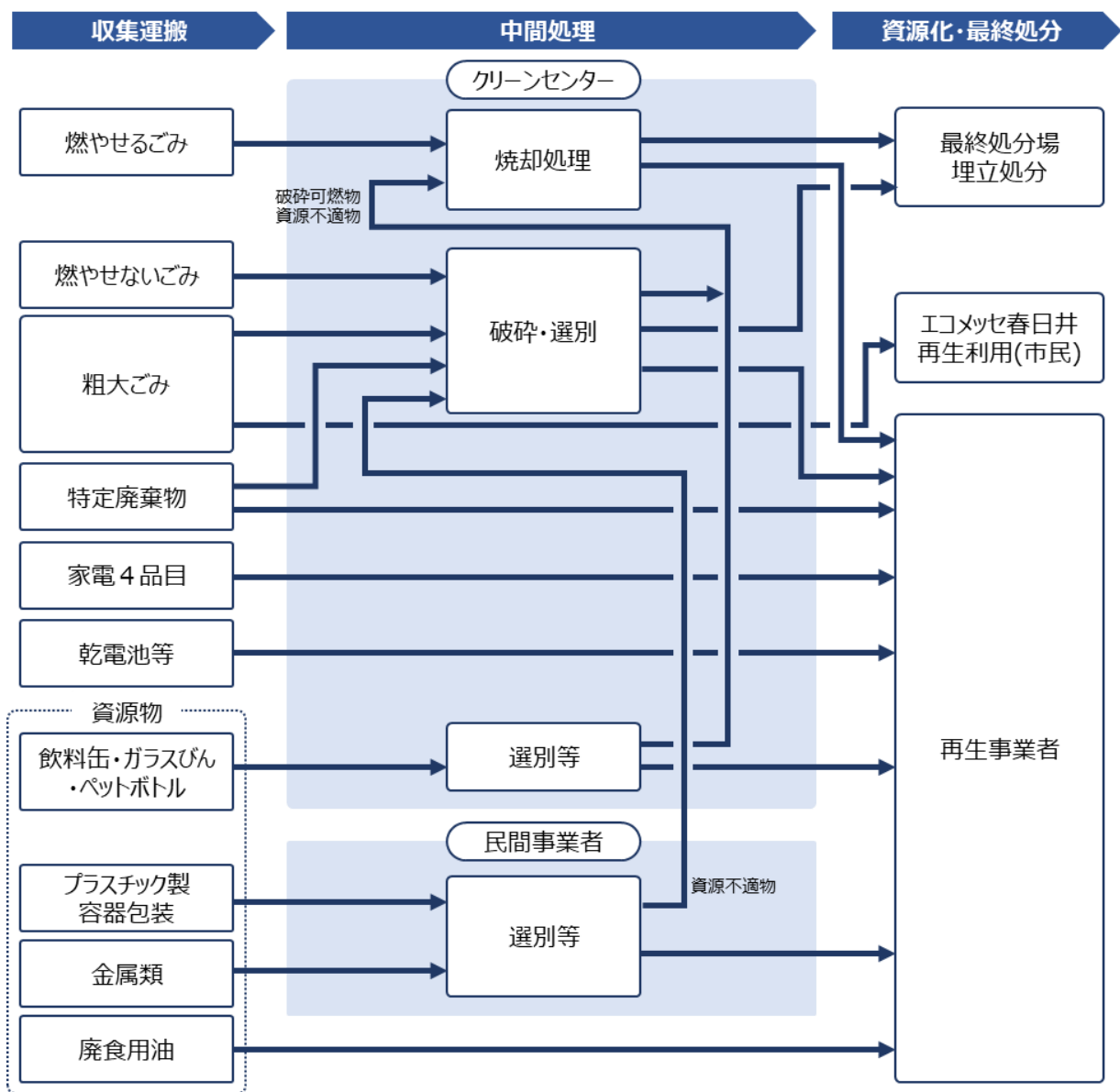


図 2-7 ごみ処理フロー

(3) 最終処分

中間処理後、焼却灰^{※8}の一部はセメント原料として資源化し、残りの焼却灰は埋立処分しています。また、家庭から出る砂や石等のほか、地域清掃で出る側溝汚泥については、直接埋立処分しています。

なお、最終処分場の延命を図るため、焼却灰のうち飛灰固化物^{※9}を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）で埋立処分しています。

^{※8} 焼却灰…焼却処理により焼却炉の底から排出される主灰と飛灰が発生する。

^{※9} 飛灰固化物…排ガス出口の集じん装置等で集められたばいじん（灰）で、重金属の溶出を防ぐために処理剤を加えて固形物にしたもの。

(4) ごみ処理施設

① 施設位置

ごみ処理施設の位置は、下図のとおりです。

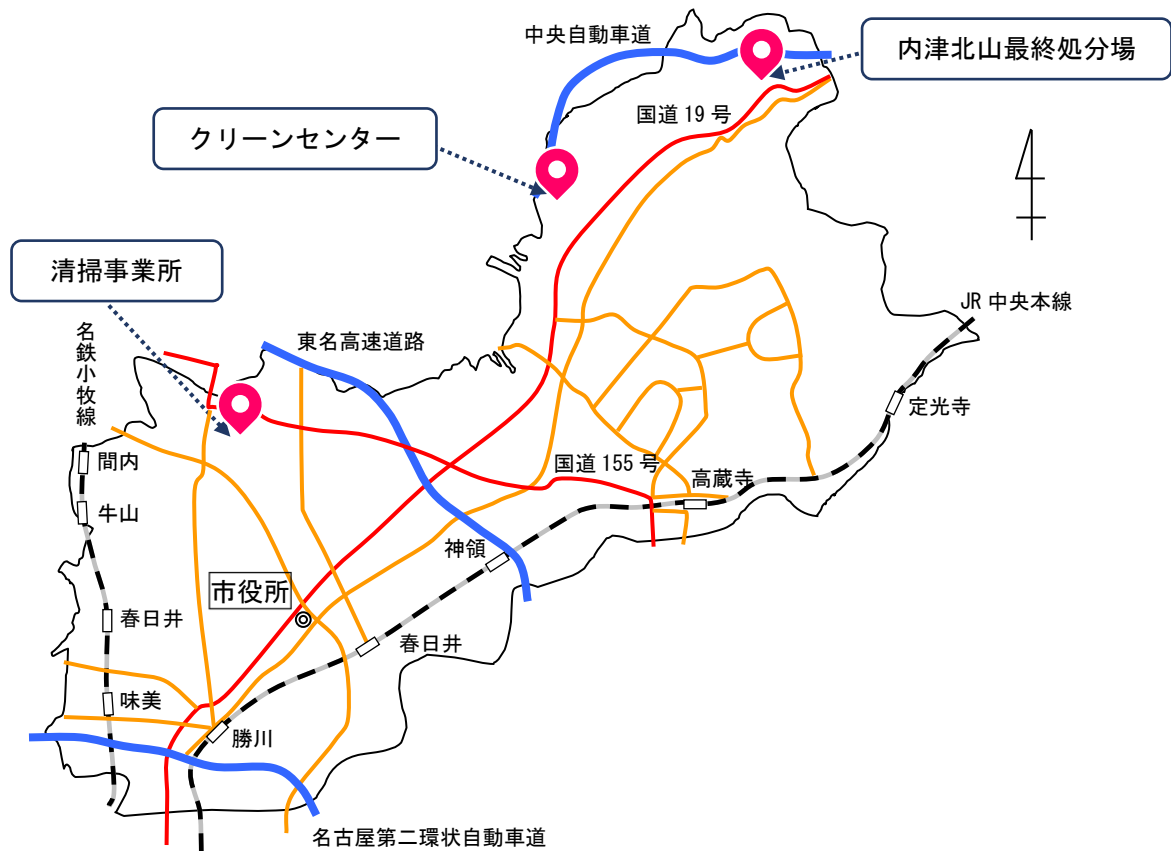


図 2-8 ごみ処理施設位置図

② 清掃事業所（収集運搬）

清掃事業所は、下表のとおり収集運搬車両の保管施設、収集運搬拠点として鷹来町地内に開設しました。2023（令和5）年4月1日時点の保有車両は、ダンプ車6台、パッカー車32台、その他の車両1台となっています。

表 2-9 清掃事業所の概要

項目	内容
所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2
開設年月	1977（昭和 52）年 10 月
敷地面積	9,967.68m ²
建物延面積	管理棟（鉄筋コンクリート 2 階建）：1,148.48m ² 車庫（鉄骨造）：2,095.10m ² 倉庫他：259.58m ²

③ クリーンセンター（中間処理）

クリーンセンターは、ごみ焼却施設として1961（昭和36）年3月、神屋町地内に建設されました。その後、第1工場が1991（平成3）年2月に焼却・破砕処理設備を有する施設としてしゅん工し、第2工場が2002（平成14）年9月に焼却・破砕・灰溶融^{※10}・資源化処理設備を有する施設としてしゅん工しました。（灰溶融施設は2017（平成29）年4月から休止、2023（令和5）年7月に廃止）

2施設を合わせた焼却処理能力は1日当たり540トン、破砕処理能力は5時間当たり110トンです。第2工場には資源化処理設備もあり、5時間当たりの処理能力は、飲料缶が8トン、ガラスびんが14トン、ペットボトルが3トンです。

なお、しゅん工から約20年が経過した第2工場について、今後も適正な処理を継続して行うため、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度にかけて焼却設備等の主要な機器の大規模整備（基幹的設備改良工事）を実施しており、2027（令和9）年度から第1工場を停止し、第2工場の1工場体制による稼働を予定しています。

また、クリーンセンターには、ごみの減量や資源の再利用に関する講座を始め、再利用品の展示・販売など、市民のリサイクル活動の拠点となるリサイクルプラザ「エコメッセ春日井」を併設しています。

表 2-10 クリーンセンターの概要

項目	内容
所在地	春日井市神屋町1番地2
しゅん工	<ul style="list-style-type: none"> ・第1工場棟 1991（平成3）年2月 ・第2工場棟 2002（平成14）年9月
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第1工場棟 <ul style="list-style-type: none"> — 1号焼却炉（130t/日） — 2号焼却炉（130t/日） — 粗大ごみ処理施設（65t/5h） ・第2工場棟 <ul style="list-style-type: none"> — 3号焼却炉（140t/日） — 4号焼却炉（140t/日） — 資源化施設（飲料缶：8t/5h、ガラスびん：14t/5h、ペットボトル：3t/5h） — 粗大・不燃ごみ処理施設（45t/5h） ・エコメッセ春日井 ・ストックヤード



第1工場



第2工場

※10 灰溶融：焼却灰を高温で溶かし、冷却してスラグ化（ガラス質の固化物）する処理。溶融スラグは、路盤材等の土木資材に利用される。

④ 最終処分場

1999(平成11)年3月にしゅん工した内津最終処分場の残余年数が少なくなったため、2014(平成26)年10月に内津北山最終処分場の建設に着工し、2017(平成29)年4月に供用開始しました。

内津北山最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分場と浸出水処理施設を有する施設で、埋立容量は475,000m³、埋立工法は準好気性セル・サンドイッチ方式としています。浸出水処理施設は、高度処理設備等の最新技術を導入し、調整槽から送られる浸出水を適正に処理し、周辺環境の保全を図っています。

表 2-11 内津北山最終処分場の概要

項目	内容
所在地	春日井市内津町字北山 357 番地 1
着工	2014(平成26)年10月
供用開始	2017(平成29)年4月
敷地面積	70,324m ²
埋立面積	24,400m ²
埋立容量	475,000m ³
埋立工法	準好気性セル・サンドイッチ方式
浸出水処理方式	アルカリ凝集沈殿処理＋生物処理＋凝集膜分離処理＋活性炭吸着処理＋キレート吸着処理＋消毒処理



内津北山最終処分場

⑤ 公益財団法人愛知臨海環境整備センター（略称：ASEC）

ASECは、愛知県や名古屋市等の地方公共団体と民間企業により設立された第三セクターの公益財団法人で、一般廃棄物の区域外処分施設としてクリーンセンターから排出される焼却灰のうち飛灰固化物を下表のとおり搬入しています。

表 2-12 本市からASECへの搬出量等

年度	搬出量	場所・埋立地の面積	埋立容量
2013（平成25）	993 t	衣浦港3号地* 安定型：8.4ha 管理型：34.4ha	安定型： 810,180m ³ 管理型： 4,566,000m ³
2014（平成26）	998 t		
2015（平成27）	990 t		
2016（平成28）	1,000 t		
2017（平成29）	2,865 t		
2018（平成30）	2,966 t		
2019（令和元）	2,803 t		
2020（令和2）	2,752 t		
2021（令和3）	2,440 t		
2022（令和4）	2,663 t		

※愛知県知多郡武豊町地内に所在



出典：ASECホームページ
ASEC衣浦港3号地

2 前計画（中間目標年度まで）の総括

(1) 前計画の概要

前計画（春日井市ごみ処理基本計画）は、2019（令和元）年度から2028（令和10）年度までの10年間の計画期間とし、長期的な視点に立って、ごみの排出抑制を始めその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的事項について定めています。

春日井市ごみ処理基本計画（前計画）の概要

〈基本理念〉

「ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい」

〈基本方針〉

- 1 啓発等によるごみ減量の推進
- 2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- 3 効率的なごみ処理による低コスト化
- 4 安全で安定的な処理施設の確保

〈計画目標〉

目標		2017(H29) (基準年度)	2028(R10) (目標年度)
1	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	707	660
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	526	487
3	事業系ごみ排出量 (t/年)	20,569	19,557
4	資源化率 (%)	19.1	21.0
5	1人当たりごみ処理費用 (円/人・年)	12,368	11,131

〈計画の推進〉

PDC Aサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を毎年度検証し、改善を図るとともに、廃棄物減量等推進審議会等に報告と審議を行い、公表する。

(2) 前計画の目標の達成状況

前計画においては、2017（平成29）年度を基準年度、2028（令和10）年度を目標年度とし、5つの目標を掲げていました。

「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」は目標達成に向けて順調に減少していますが、「事業系ごみ排出量」は減少傾向にありません。そのため、全体として「1人1日当たりごみ排出量」は改善傾向にあるものの、目標達成に向けて一層の削減が必要です。また、「資源化率」及び「1人当たりごみ処理費用」については、改善傾向になく、目標達成が厳しい状況にあります。

表 2-13 目標の達成状況

目標		実績値		目標値		
		2017 (H29) 計画基準値	2022 (R4) 直近値	2022 (R4) 中間目標	達成 状況	2028 (R10) 最終目標
1	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	707	687	686	△	660
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	526	496	508	○	487
3	事業系ごみ排出量 (t/年)	20,569	21,470	20,109	×	19,557
4	資源化率 (%)	19.1	16.4	20.0	×	21.0
5	1人当たりごみ処理費用 (円/人・年)	12,368	14,741 (R3)	11,918 (R3)	×	11,131

※達成状況の見方 ○：目標を達成又は達成に向けて順調に推移
△：改善傾向にあるが一層の努力が必要
×：改善傾向にない

目標1：1人1日当たりごみ排出量＝（家庭系ごみ＋事業系ごみ）÷人口÷年間日数

目標2：1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量÷人口÷年間日数

目標3：本市が処理を行う事業所から出る一般廃棄物の量

目標4：資源化率＝（資源物＋集団回収＋クリーンセンター処理分）÷ごみ総排出量×100

目標5：（処理及び維持管理費＋その他の経費）÷人口

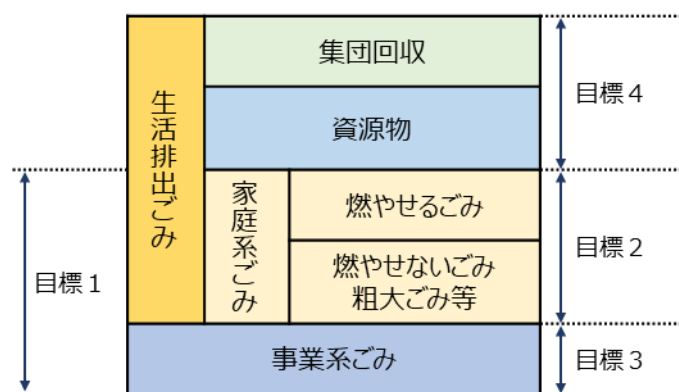


図 2-14 目標の体系

(3) 前計画の主な取組

前計画において、4つの基本方針に基づき実施した主な取組は次のとおりです。

表 2-15 前計画の主な取組

基本方針	主な取組 (2019 (令和元) ~2022 (令和4) 年度)
1 啓発等によるごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ分別アプリの外国語版として英語、ポルトガル語、中国語の他にベトナム語を追加 ○金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)の導入に合わせて「資源・ごみの出し方便利帳」と「品目別一覧」を改訂し、便利帳を全戸配布 ○青空教室や生ごみ減量講座等の各種講座の開催やエコメッセ春日井等における啓発を実施
2 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○戸別収集の実証実験を実施(今後もごみステーション収集を継続) ○金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)を導入するとともに、収集した金属類を選別する中間処理を導入 ○家庭用生ごみ処理機購入費補助の対象に密閉容器やコンポスト等の攪拌機能のない生ごみ処理機を追加 ○紙ごみの多量排出事業者を訪問し、ごみの減量や資源化を啓発 ○クリーンセンターにおける事業系ごみの搬入物検査を実施 ○公共施設や家電販売店における蛍光管や小型家電の拠点回収を実施 ○資源回収団体に対する奨励金を交付 ○高齢者等のごみ出しが困難な人を対象にさわやか収集を実施
3 効率的なごみ処理による低コスト化	<ul style="list-style-type: none"> ○収集員の減少に対応した新たな収集体制を構築 ○家庭系一般廃棄物処理手数料を改定(10kg100円→200円)
4 安全で安定的な処理施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○クリーンセンターの老朽化への対応及び規模の適正化を図るため、第2工場の基幹的設備改良工事により焼却能力の増強を図り、2工場体制から1工場体制に移行することを決定

3 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、2013（平成 25）年度以降横ばいで推移しており、2022（令和 4）年度にやや減少しています。

1 人 1 日当たりごみ排出量についても同様に推移し、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市^{※11}）の平均を下回っており、2022（令和 4）年度の中間目標値と同程度となっています。

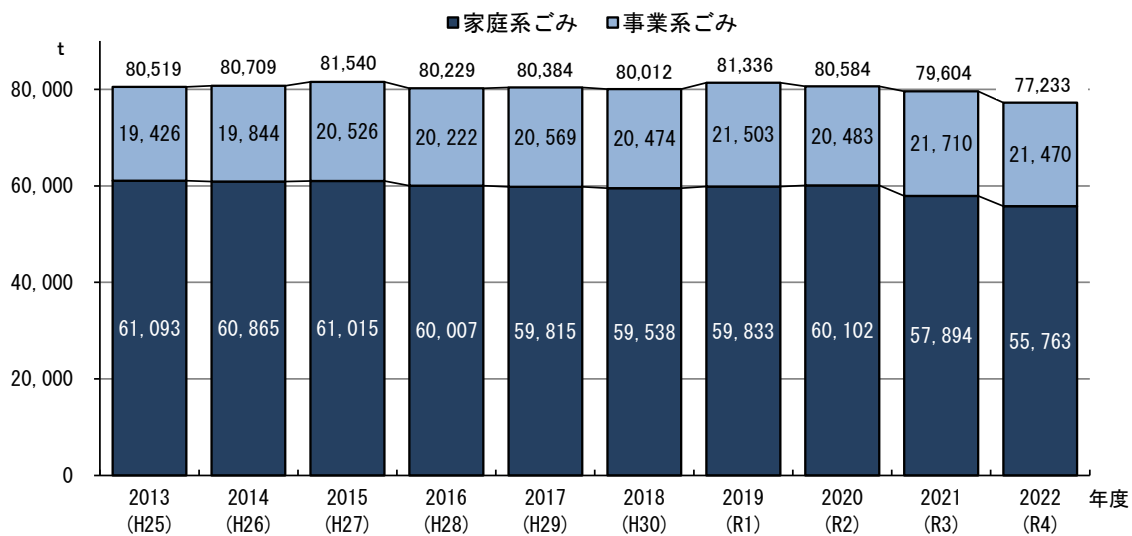
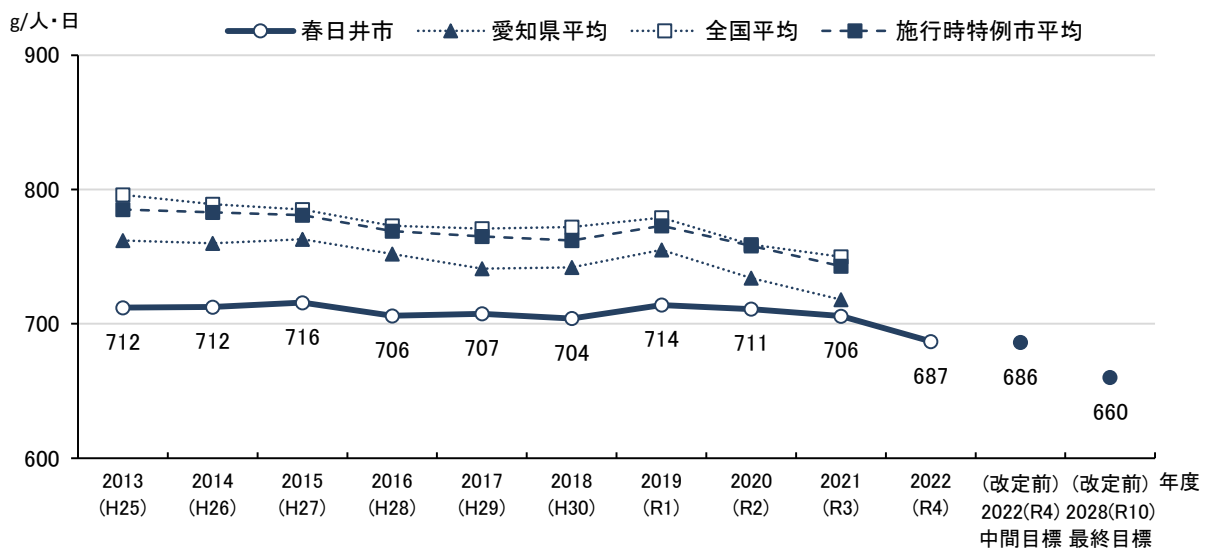


図 2-16 ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-17 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

^{※11} 施行時特例市…2015（平成 27）年 4 月の地方自治法の改正により中核市の要件が緩和されたことにあわせて、特例市制度が廃止となり、本市を含むこれまでの特例市は「施行時特例市」に名称が変更されました。2023（令和 5）年 4 月 1 日時点で、23 市（小田原市、大和市、沼津市、四日市市、平塚市、富士市、春日井市、茨木市、所沢市、厚木市、岸和田市、加古川市、茅ヶ崎市、宝塚市、草加市、つくば市、伊勢崎市、太田市、長岡市、上越市、春日部市、熊谷市、佐賀市）が指定されています。

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、2015（平成27）年度以降緩やかな減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化（外出自粛・在宅勤務等）により2020（令和2）年度にやや増加し、2021（令和3）年度以降は行動制限の緩和により再び減少に転じています。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量については、愛知県平均と同程度となっており、全国や類似都市（施行時特例市）の平均を上回っています。また、2022（令和4）年度の中間目標値を達成しています。

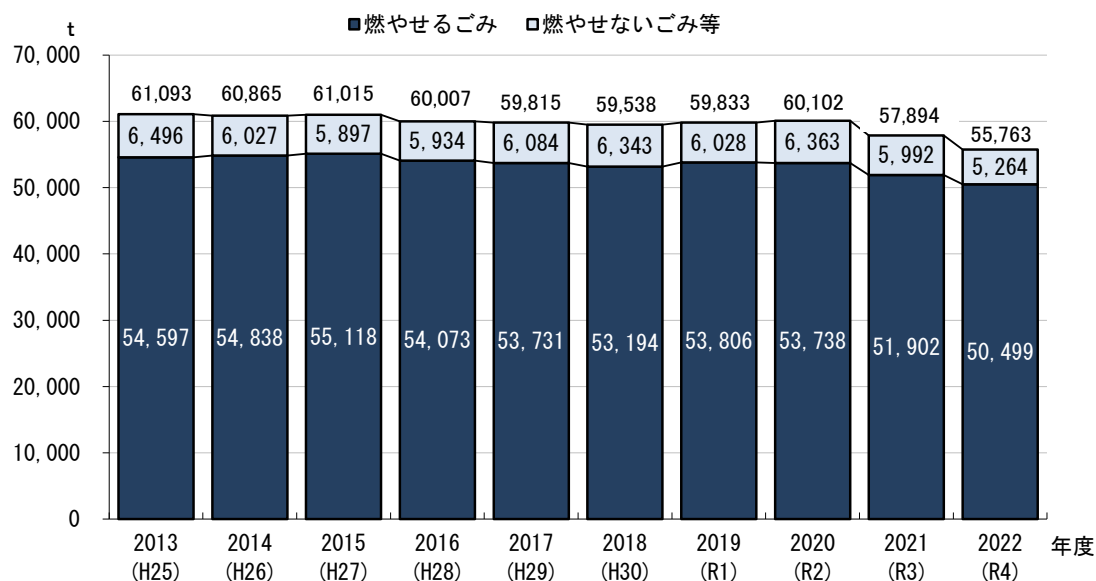
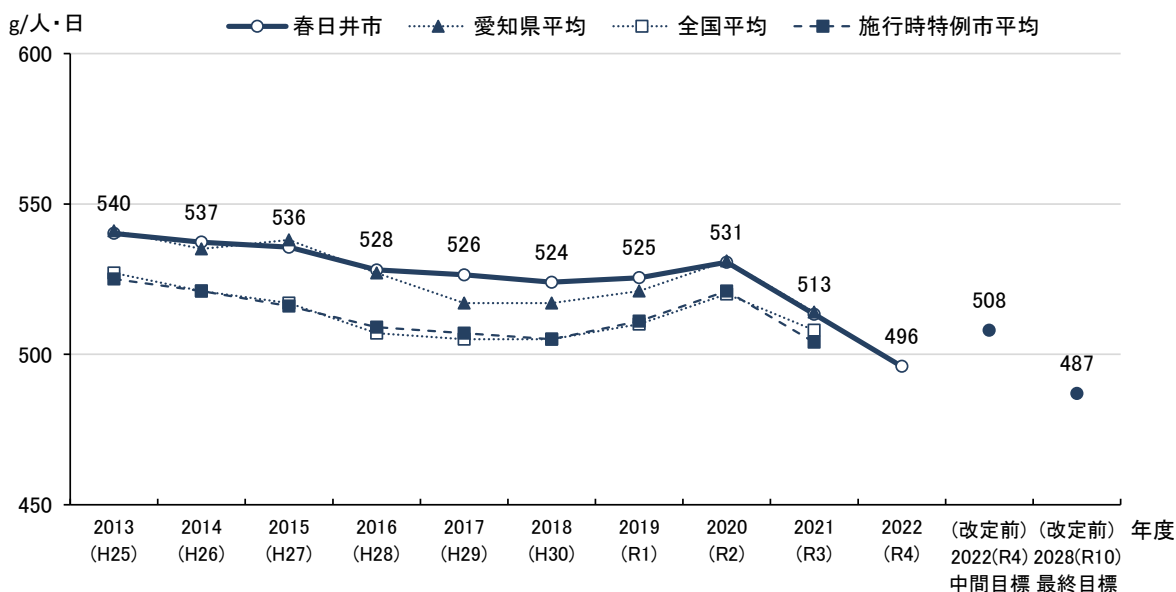


図 2-18 家庭系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-19 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、2013（平成25）年度以降緩やかな増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う事業活動の縮小により2020（令和2）年度は減少しましたが、2021（令和3）年度以降は行動制限が緩和し事業活動が活性化したことで再び増加に転じています。2022（令和4）年度の間目標は達成できていません。

1人1日当たり事業系ごみ排出量については、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市）の平均を下回っています。

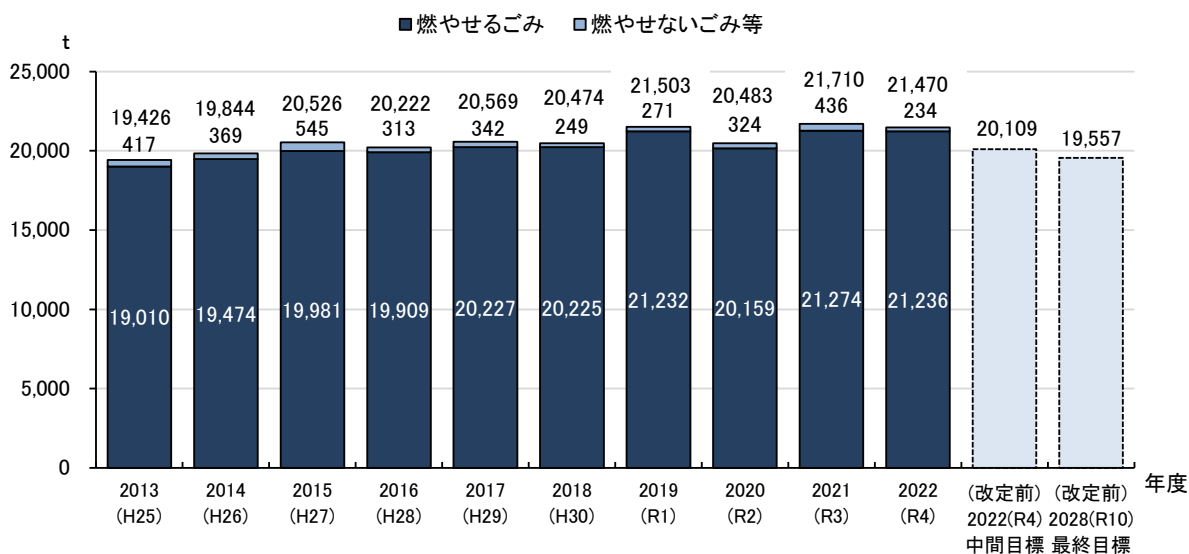
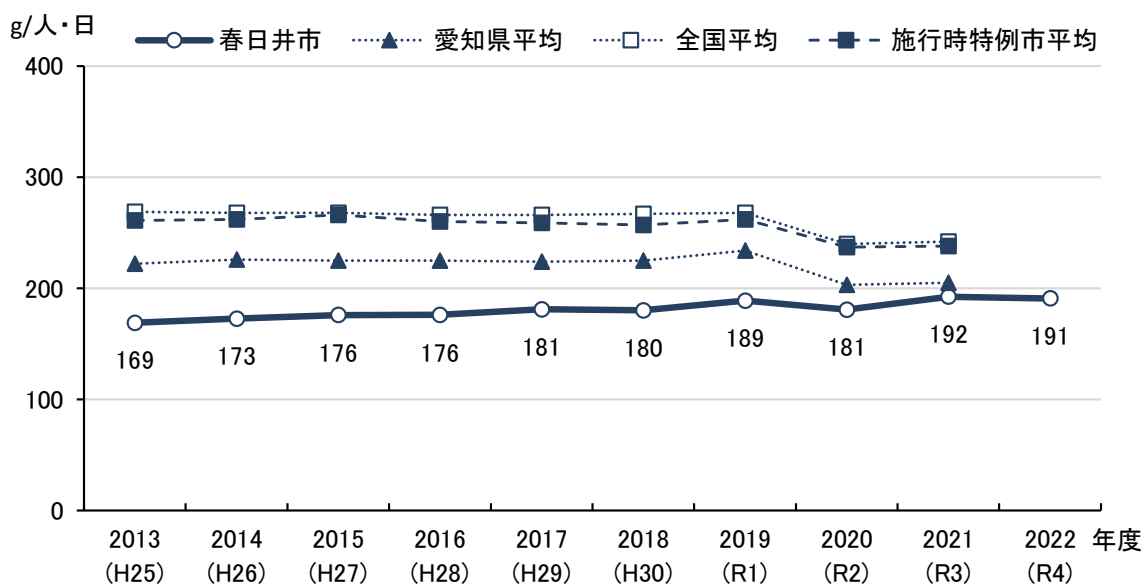


図 2-20 事業系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

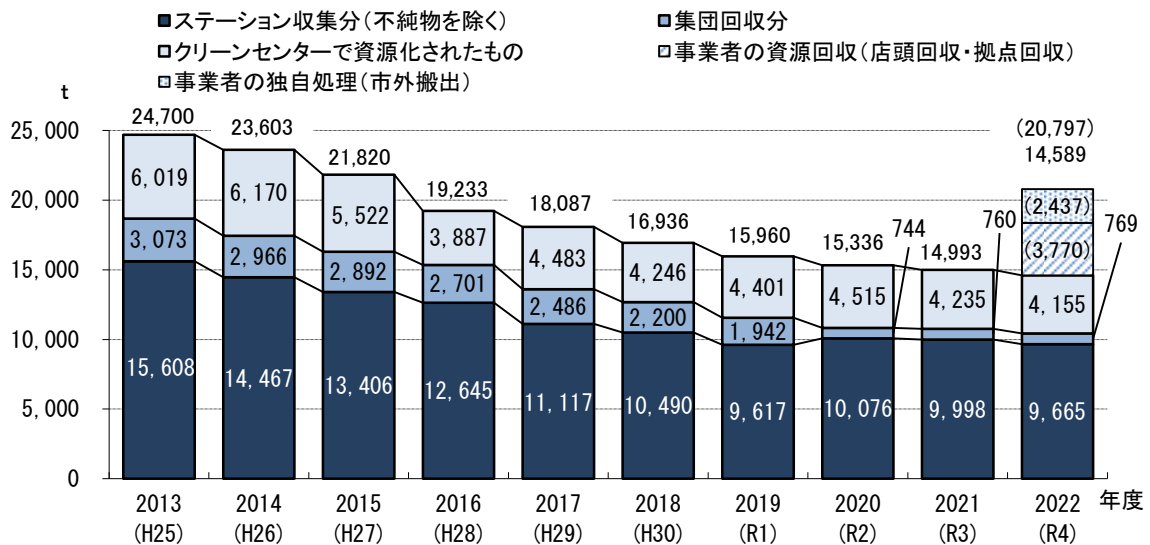
図 2-21 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

(4) 資源化量

資源化量は、2013（平成 25）年度以降減少が進んでおり、特にデジタル化の進展による新聞・雑誌等の古紙類の減少が著しい状況となっています。また、スーパーマーケットの店頭回収やコンテナボックス等での事業者による拠点回収など、本市がこれまで資源化量を把握していない方法による資源排出の普及も要因と考えられます。

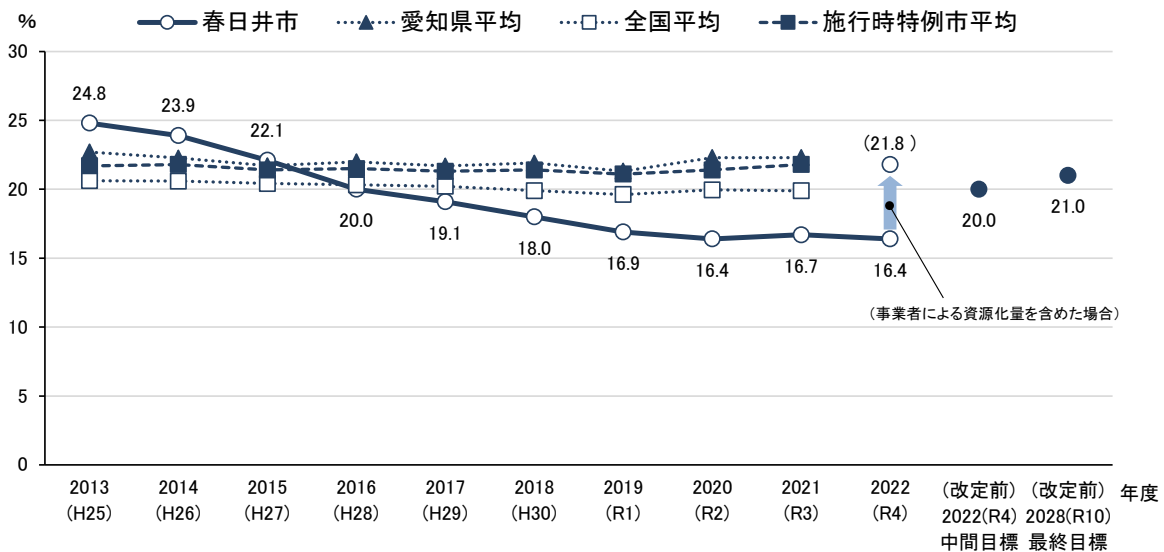
資源化率についても同様に推移し、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市）の平均を下回っており、2022（令和 4）年度の間目標を達成できていません。

なお、事業者による資源回収（店頭回収・拠点回収等）や独自処理（市外搬出）を含めた場合の 2022（令和 4）年度の資源化量は 20,797 トンで、資源化率は 21.8% となります。



※事業者の資源回収（スーパーマーケット等の店頭回収、コンテナボックス等による拠点回収等）や独自処理（市外搬出）による資源化量について、事業者へのアンケート調査結果や市外搬出実績報告書に基づき、2022（令和 4）年度の実績値を参考に記載しています。

図 2-22 資源化量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-23 資源化率の推移

表 2-24 品目別収集量及び資源化量

(上段：収集量、下段：資源化量 (不純物を除く)、単位：t)

品目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
古紙類	収集量	9,540	8,864	8,207	7,395	6,177	5,742	4,854	5,215	5,217	5,027
	資源化量	9,540	8,864	8,110	7,325	6,108	5,674	4,781	5,139	5,153	4,965
飲料缶	収集量	332	319	306	294	271	260	267	311	328	282
	資源化量	264	257	240	245	228	215	220	262	269	257
ガラスびん	収集量	1,820	1,795	1,802	1,718	1,646	1,593	1,557	1,601	1,565	1,503
	資源化量	1,461	1,427	1,302	1,388	1,274	1,215	1,186	1,161	1,115	1,124
ペットボトル	収集量	767	759	762	760	768	786	800	827	841	834
	資源化量	639	633	629	623	622	628	604	616	616	597
プラスチック製容器包装	収集量	3,109	2,885	2,821	2,690	2,576	2,608	2,761	2,817	2,851	2,798
	資源化量	2,951	2,763	2,692	2,562	2,446	2,440	2,588	2,612	2,667	2,595
金属類	収集量	670	450	361	430	427	665	938	1,121	765	534
	資源化量	670	450	361	430	427	307	226	274	168	119
使用済み乾電池等*	収集量	70	60	60	60	—	—	—	—	—	—
	資源化量	70	60	60	60	—	—	—	—	—	—
廃食用油	収集量	13	12	12	12	12	12	11	12	11	10
	資源化量	13	12	12	12	12	12	11	12	11	10
合計	収集量	16,251	15,083	14,272	13,299	11,878	11,665	11,189	11,904	11,578	10,989
	資源化量	15,608	14,467	13,406	12,645	11,117	10,490	9,617	10,076	9,998	9,665

※使用済み乾電池等は 2017 (平成 29) 年度から資源に含めていません。

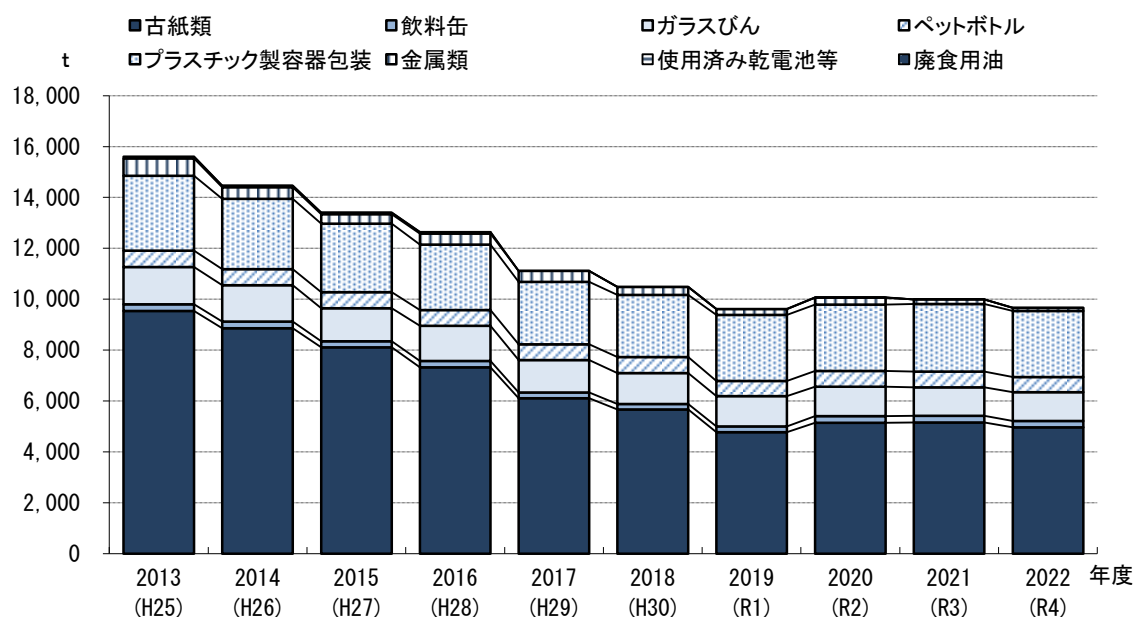


図 2-25 品目別資源化量の推移

(5) ごみの組成

クリーンセンターのごみピットから採取した燃やせるごみ（家庭系・事業系の混合）の成分と組成分析結果（湿ベース）をみると、過去10年間、紙・布類と木・竹・ワラ類の割合が多く、紙・布類は減少傾向、木・竹・ワラ類は増加傾向にあります。2022（令和4）年度は、紙・布類が33.5%と最も多く、次いで木・竹・ワラ類の30.1%、ビニール合成樹脂類の15.2%となっています。

また、愛知県が2019（令和元）年度に実施した本市における家庭系燃やせるごみの組成調査（家庭系食品ロス量調査）結果によると、燃やせるごみのうち42.8%が食品廃棄物で、そのうち調理くず等を除いた「食品ロス」（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）は18.8%となっています。

表 2-26 ごみ質分析結果

（単位：％）

年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
成分	水分	30.9	32.8	39.0	41.3	45.5	30.1	25.6	27.4	22.6	31.2
	灰分	9.4	8.0	6.3	7.1	6.6	10.2	8.6	10.4	11.6	9.3
	可燃分	59.7	59.2	54.7	51.6	47.9	59.8	65.9	62.2	65.8	59.5
組成	紙・布類	49.0	45.5	44.0	36.1	37.1	32.5	45.7	27.3	30.8	33.5
	ビニール合成樹脂類	11.6	11.5	11.2	12.5	14.4	9.3	10.5	9.2	8.4	15.2
	木・竹・ワラ類	22.3	27.2	16.3	20.4	22.9	39.0	29.7	47.7	44.2	30.1
	厨芥類	14.2	13.8	26.5	28.5	21.8	14.5	11.2	13.0	12.7	9.5
	不燃物類	1.3	0.6	1.0	1.1	1.3	2.7	1.6	1.6	2.0	2.3
	その他	1.5	1.4	1.0	1.4	2.6	2.0	1.3	1.4	1.8	9.4

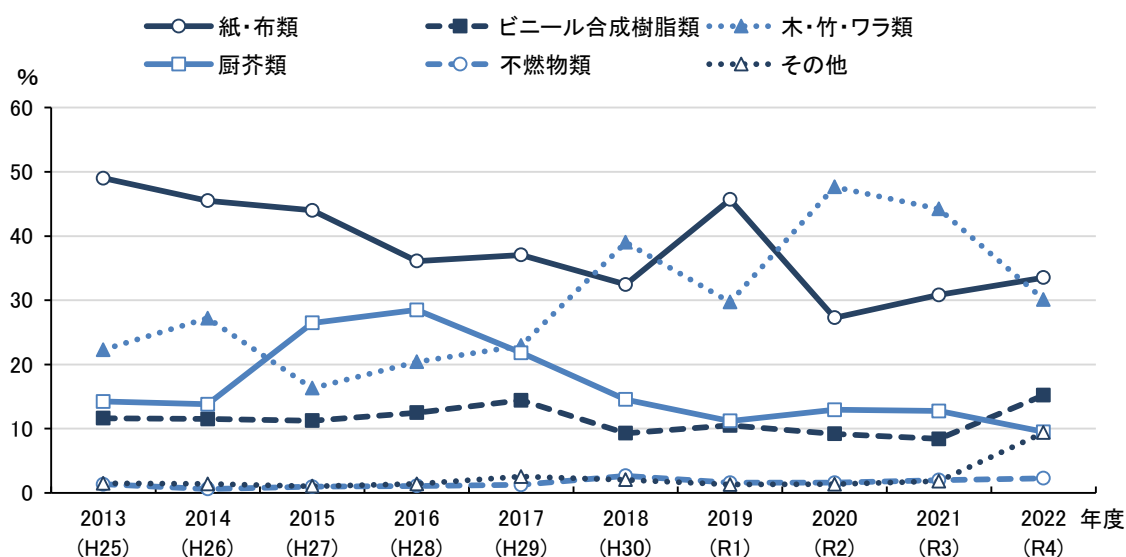
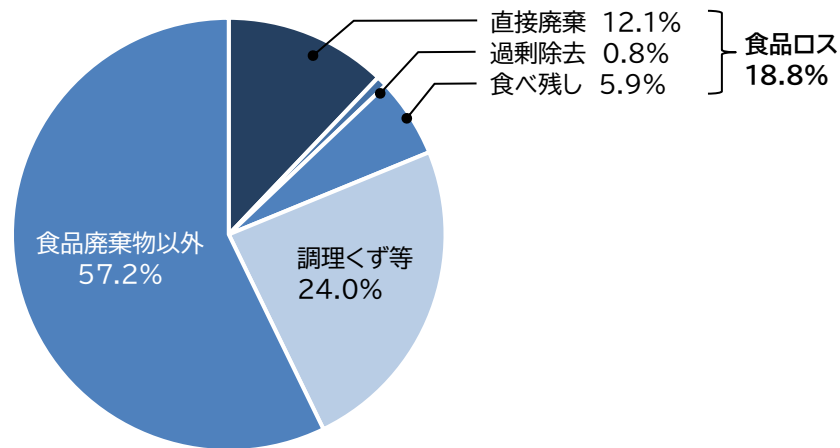


図 2-27 ごみ組成割合の推移



出典：2019(令和元)年度家庭系食品ロス量調査結果（愛知県）

図 2-28 家庭系燃やせるごみ組成割合

本市の食品ロス量（推計）

- 愛知県が実施した食品ロス実態調査結果等に基づき本市の食品ロス量（2019（令和元）年度）を推計すると、市全体では、年間 46 千トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち 40%にあたる 18 千トンが食品ロスとなっています。
- 市内の食品ロスのうち、55%にあたる 10 千トンが家庭からの排出（家庭系食品ロス）で、残りの 45%にあたる 8 千トンが食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）からの排出（事業系食品ロス）となっています。
- 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス量は 89.0 g で、愛知県（77.8 g）や全国（56.7 g）よりも多い状況となっています。
- 食品ロスは、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、その削減は「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの一つであり、国際的にも重要な課題となっています。

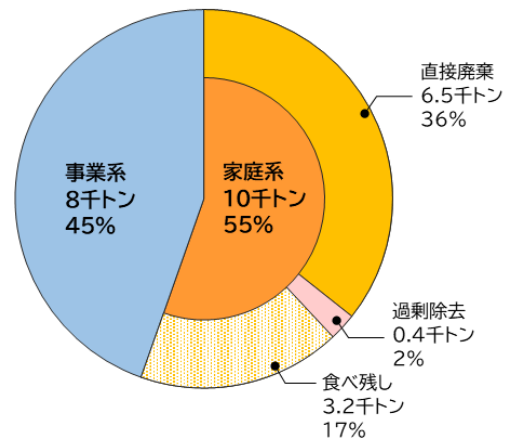


図 2-29 本市の食品ロスの内訳

表2-30 食品ロス量の比較（令和元年度：推計）

	春日井市	愛知県	全国
食品廃棄物等（トン）	45,993	2,316千	2,510万
食品ロス量（トン）	18,247	480千	570万
家庭系食品廃棄物等（トン）	23,029	445千	754万
家庭系食品ロス量（トン）	10,116	215千	261万
事業系食品廃棄物等（トン）	22,964	1,871千	1,756万
事業系食品ロス量（トン）	8,131	265千	309万
1 人 1 日当たり家庭系食品ロス量（g/人・日）	89.0	77.8	56.7

出典：愛知県（春日井市・愛知県分）、環境省・農林水産省（全国分）

※直接廃棄：賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※過剰除去：厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※食べ残し：食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの

(6) 中間処理量

焼却処理は、クリーンセンターの第1工場（処理能力260 t/日）、第2工場（処理能力280 t/日）の2工場が稼働しており、焼却処理量は2013（平成25）年度以降横ばいで推移しています。

破碎処理は、焼却処理と同様に第1工場（処理能力65 t/5 h）、第2工場（処理能力45 t/5 h）の2工場が稼働しており、破碎処理量は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う在宅時間の増加により片付けごみが増加したことで2020（令和2）年度に増加しましたが、2021（令和3）年度以降は行動制限が緩和したことで減少に転じています。

また、第1・2工場の処理能力に対して現状の処理量は下回っており、主に第2工場で運用している状況ですが、第1工場については、第2工場の整備・点検、災害時等に備えた運用を行ってきました。1工場体制となる2027（令和9）年度からの第2工場の処理能力は、焼却処理能力が300 t/日、破碎処理能力が45 t/5 hとなる予定です。

クリーンセンターのごみ焼却による発電能力は8,400kW（第1工場1,400kW、第2工場7,000kW）で、発電量は2017（平成29）年度以降やや増加傾向にあります。

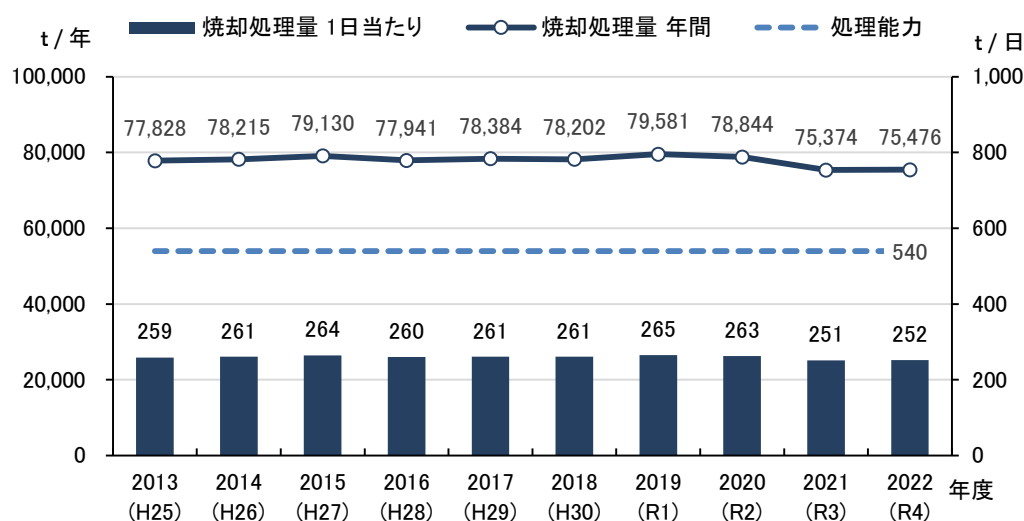


図 2-31 焼却施設稼働状況

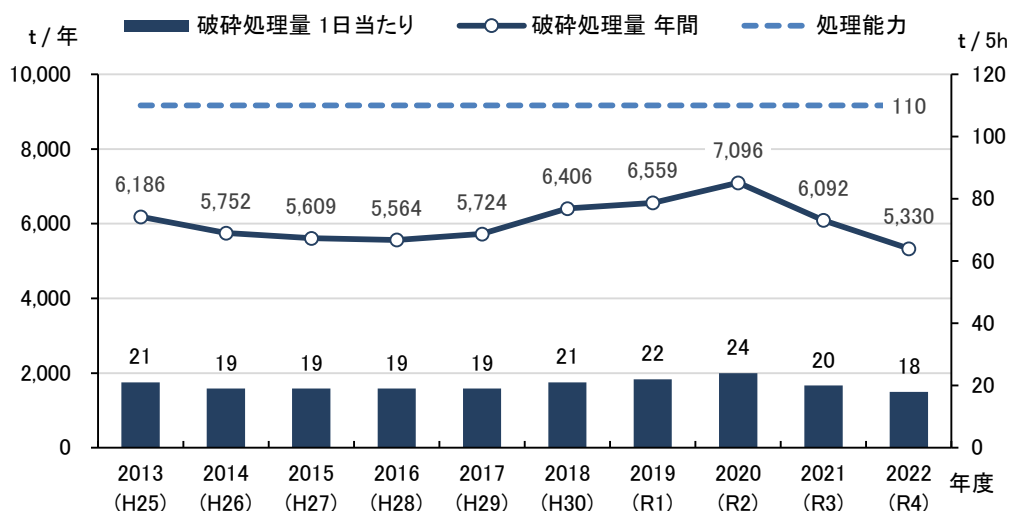


図 2-32 破碎処理施設稼働状況

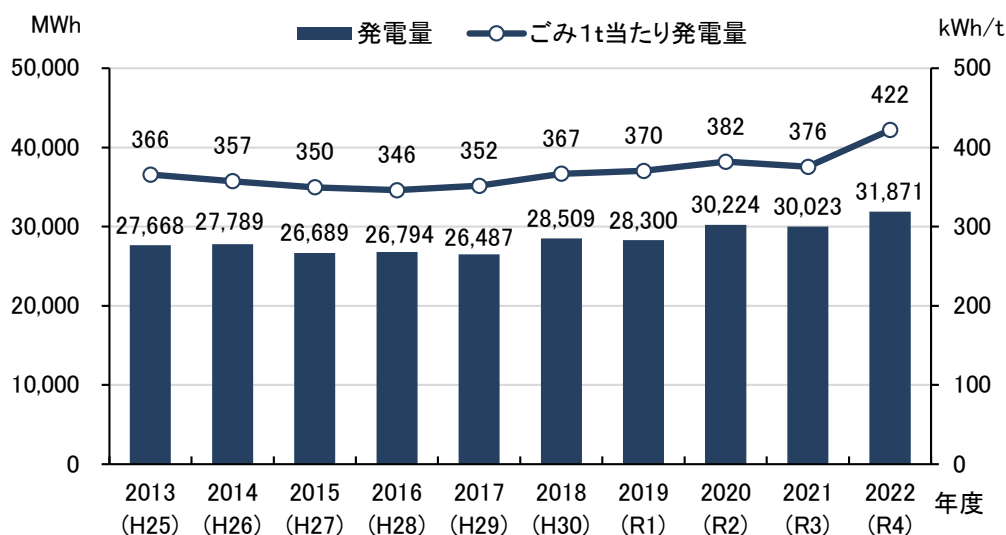


図 2-33 ごみ焼却による発電量の推移

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

- 本市の温室効果ガス排出量は 1,591.0 千 t-CO₂ (2020 (令和 2) 年度) で、そのうち廃棄物分野 (ごみの焼却に伴う二酸化炭素排出量) は 31.5 千 t-CO₂ (2.0%) となっています。
- 2013 (平成 25) 年度と比較すると 17.9 千 t-CO₂ (132.1%) 増加しており、その要因としてごみ (特にプラスチックごみ) の焼却量が増加していることが考えられます。
- 本市では、脱炭素社会の実現に向け、「春日井市地球温暖化対策実行計画 (改定版)」において、2030 (令和 12) 年度に温室効果ガスを 2013 (平成 25) 年度比で 46%削減することを目標としており、廃棄物分野においてもごみの減量 (特にプラスチックごみの削減) や焼却施設の省エネルギー化、発電能力の向上等を通じて温室効果ガスの削減を推進する必要があります。

表 2-34 本市の温室効果ガス排出量

(単位: 千 t-CO₂)

部門・分野	年度	基準年度 2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	最新年度 2020 (R2)	増減率 (基準年度比)	増減率 (前年度比)
二酸化炭素	産業部門	774.1	755.2	711.0	762.4	663.6	720.5	694.3	584.9	-24.4%	-15.8%
	民生家庭部門	363.9	341.3	314.3	318.5	329.9	306.9	295.5	298.5	-18.0%	1.0%
	民生業務部門	408.3	392.4	374.9	322.4	321.2	325.1	304.7	276.1	-32.4%	-9.4%
	運輸部門	460.4	448.6	449.0	447.1	442.5	437.5	428.0	390.7	-15.1%	-8.7%
	廃棄物分野	13.6	16.4	13.6	16.8	27.6	16.3	19.9	31.5	132.1%	58.5%
二酸化炭素 小計		2,020.3	1,953.9	1,862.7	1,867.2	1,784.8	1,806.3	1,742.3	1,581.8	-21.7%	-9.2%
その他ガス	メタン	3.0	3.0	2.5	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	-3.7%	-0.7%
	一酸化二窒素	6.7	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.3	-5.2%	-4.4%
温室効果ガス 合計		2,030.0	1,963.5	1,871.8	1,876.7	1,794.2	1,815.8	1,751.8	1,591.0	-21.6%	-9.2%

出典: 春日井市環境報告書 (2022 (令和 4) 年度版)

(7) 最終処分量

内津北山最終処分場が供用開始した2017（平成29）年度以降、最終処分量は横ばいで推移しています。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う在宅時間の増加により片付けごみが増加したことで、2020（令和2）年度最終処分量が一時的に増加しています。

なお、2017（平成29）年4月にクリーンセンター灰溶融施設が稼働を休止（2023（令和5）年7月に廃止）しましたが、焼却灰をセメント原料化することにより、資源化の推進と最終処分場の延命化を図っており、内津北山最終処分場の埋立率は、当初計画（年間約2%、埋立期間約50年）より低い水準で推移しています。

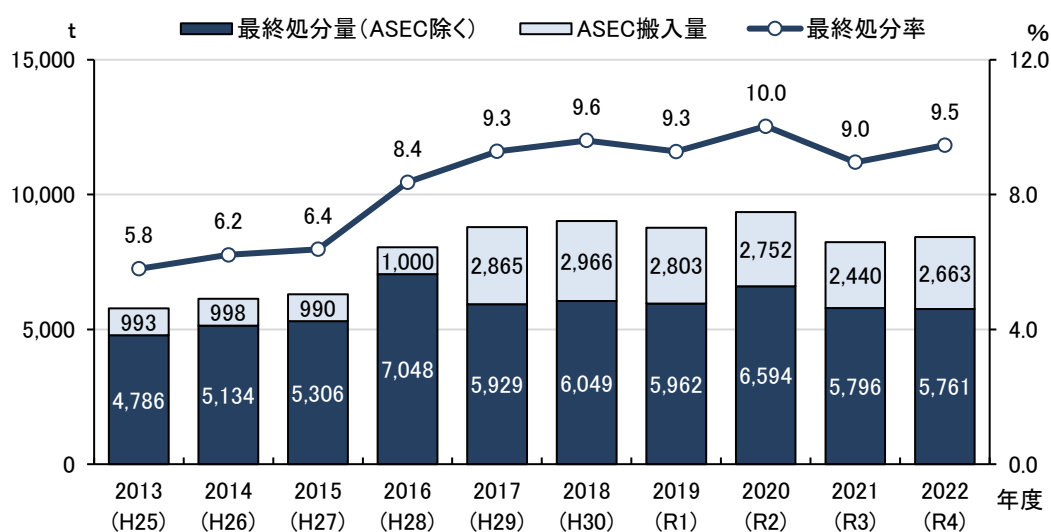


図 2-35 最終処分量の推移

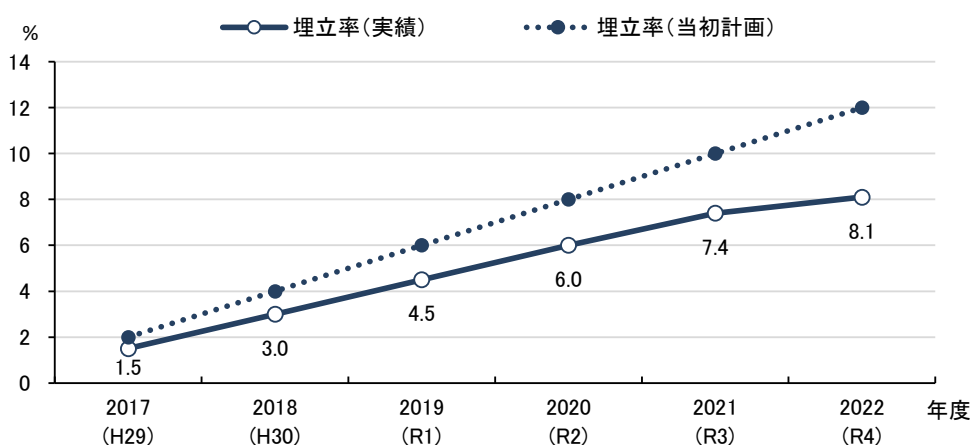


図 2-36 内津北山最終処分場埋立率の推移

(8) ごみ処理経費

ごみ処理経費については、内津北山最終処分場の土地購入費用により 2013（平成 25）年度の「その他」が、内津北山最終処分場の整備により 2015（平成 27）年度及び 2016（平成 28）年度の「建設改良費」が一時的に増加しました。

1 人当たりごみ処理経費（建設改良費を除く）については、2018（平成 30）年度以降増加傾向にあり、クリーンセンターの老朽化や火災事故に伴う修繕等の「処理費」の増加や、ごみの収集運搬や適正処理に係る「委託費」の増加が要因としてあります。また、2021（令和 3）年度の本市の実績値は、愛知県や類似都市（施行時特例市）の平均と同程度で、全国平均を下回っていますが、2021（令和 3）年度の中間目標を達成できていません。

表 2-37 ごみ処理経費

（単位：千円）

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
処理及び維持管理費	4,137,850	4,215,187	4,137,993	4,018,746	3,767,988	3,689,125	4,008,229	4,195,612	4,510,859
人件費	1,276,523	1,295,243	1,285,678	1,288,235	1,294,199	1,091,073	1,255,757	1,270,353	1,252,359
処理費	1,049,482	1,181,313	1,090,734	1,023,463	810,111	833,331	962,172	1,039,962	1,306,357
車両等購入費	-	-	-	-	21,773	42,422	39,160	16,478	38,027
委託費	1,811,845	1,738,631	1,761,581	1,707,048	1,641,905	1,722,299	1,751,140	1,868,819	1,914,116
建設改良費	945	196,924	1,678,925	3,359,604	152,398	259,387	42,229	95,471	280,888
その他	1,202,534	48,938	60,962	123,047	85,219	73,615	73,288	69,891	61,096
合計	5,341,329	4,461,049	5,877,880	7,501,397	4,005,605	4,022,127	4,123,746	4,360,974	4,852,843

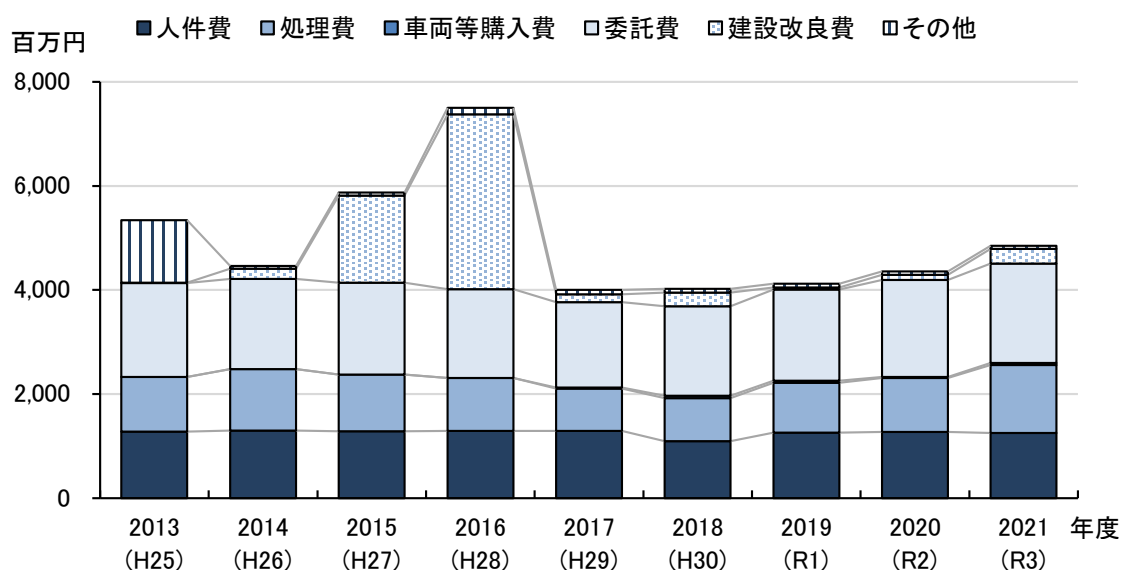
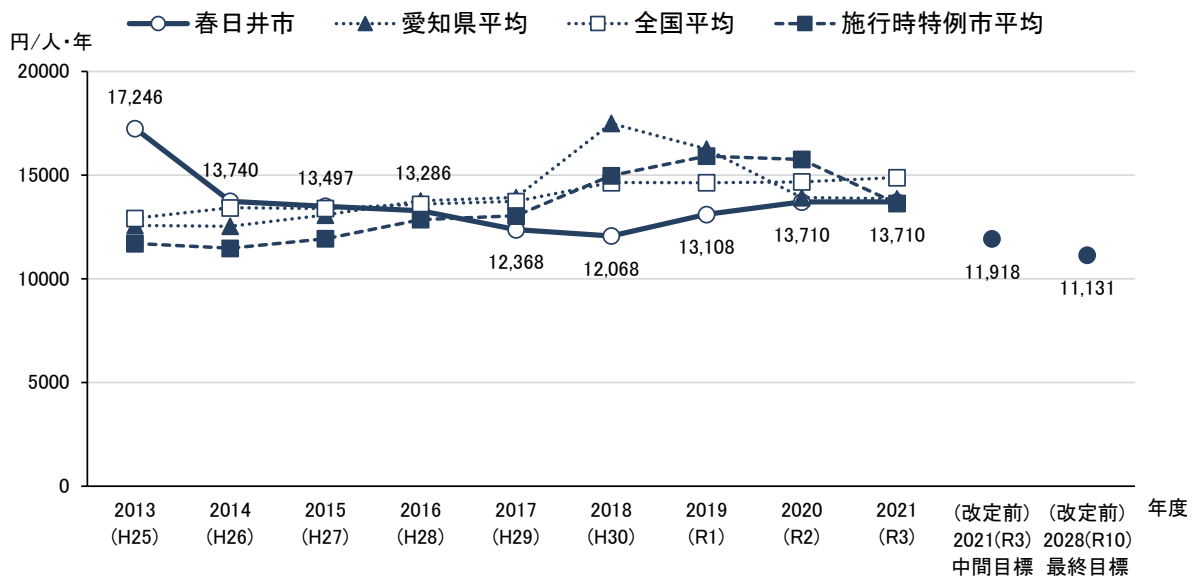


図 2-38 ごみ処理経費の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-39 1人当たりごみ処理経費（建設改良費除く）の推移

4 市民意識

本計画の上位計画である第六次春日井市総合計画の検証と基本計画の改定に当たり、市政に対する満足度や市民の暮らしなどについて、アンケートによる市民意識調査を実施しました。本計画に関連する調査結果は次のとおりです。

【調査概要】

- 調査対象 18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
- 調査期間 2021（令和3）年7月20日～8月5日
- 回収結果 有効回答数1,330票（うち、インターネット回答数388票）
有効回収率44.3%（うち、インターネット回収率29.2%）

(1) 市政に対する満足度・重要度

本計画に関連する施策は、「41 ごみの減量と資源の有効活用」、「42 ゴミ出しルールやマナーを守るなど、地域における環境美化意識の向上」があり、いずれの施策も満足度・重要度ともに施策全体の平均より高い「B」領域に該当しており、今後の方向性として「現状の水準を引き続き重点的に維持すべき取組」に位置付けられています。

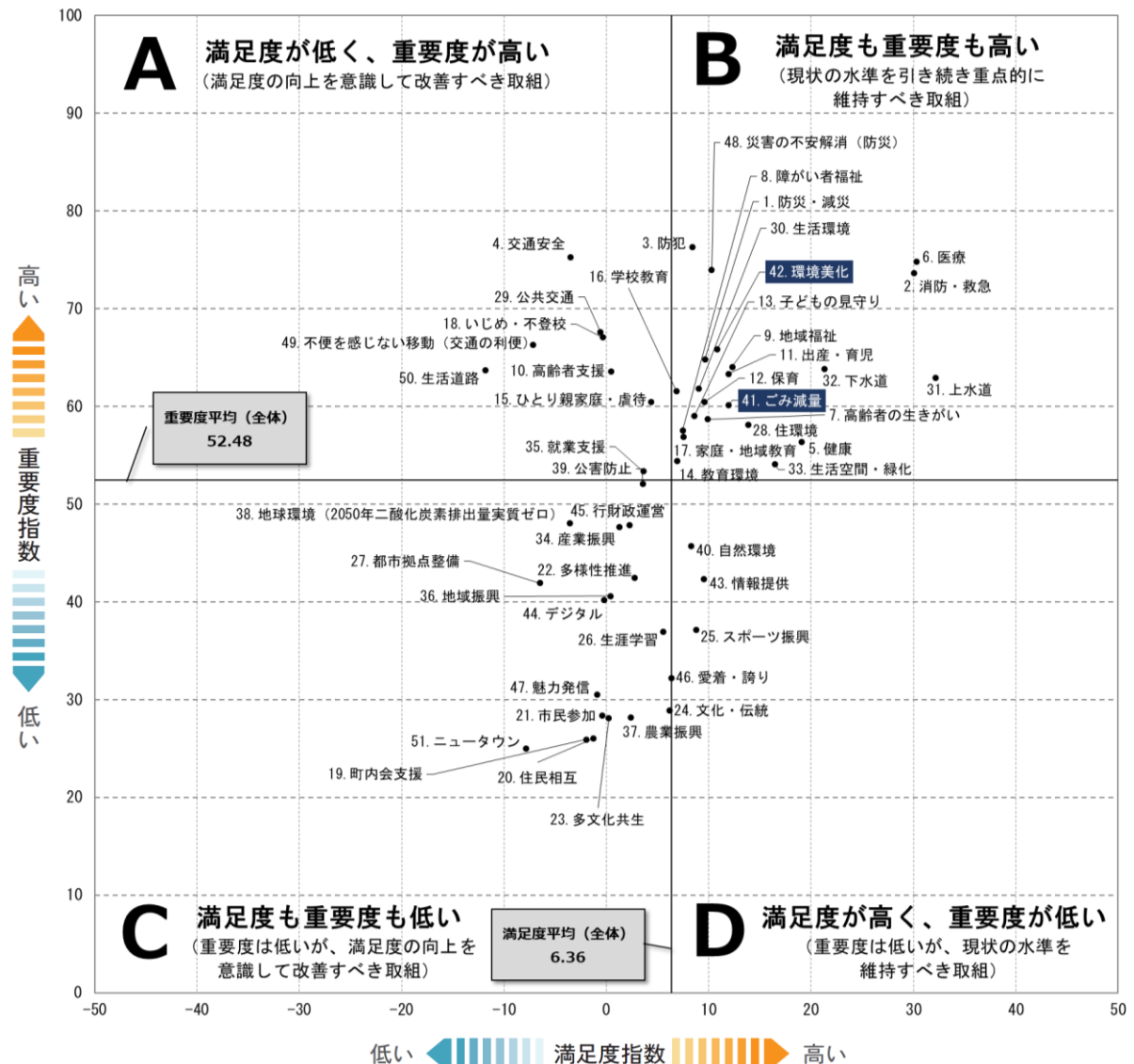


図 2-40 満足度・重要度の散布図

(2) 市民の暮らしについて

① 普段からごみを減らすための具体的な取組をしていますか？

普段からごみを減らすための具体的な取組をしている市民の割合は 91.8% となっています。2016（平成 28）年度調査からは 3.1 ポイント増加しています。年代別で見ると、20 代が 84.8% で他の年代に比べて低くなっています。

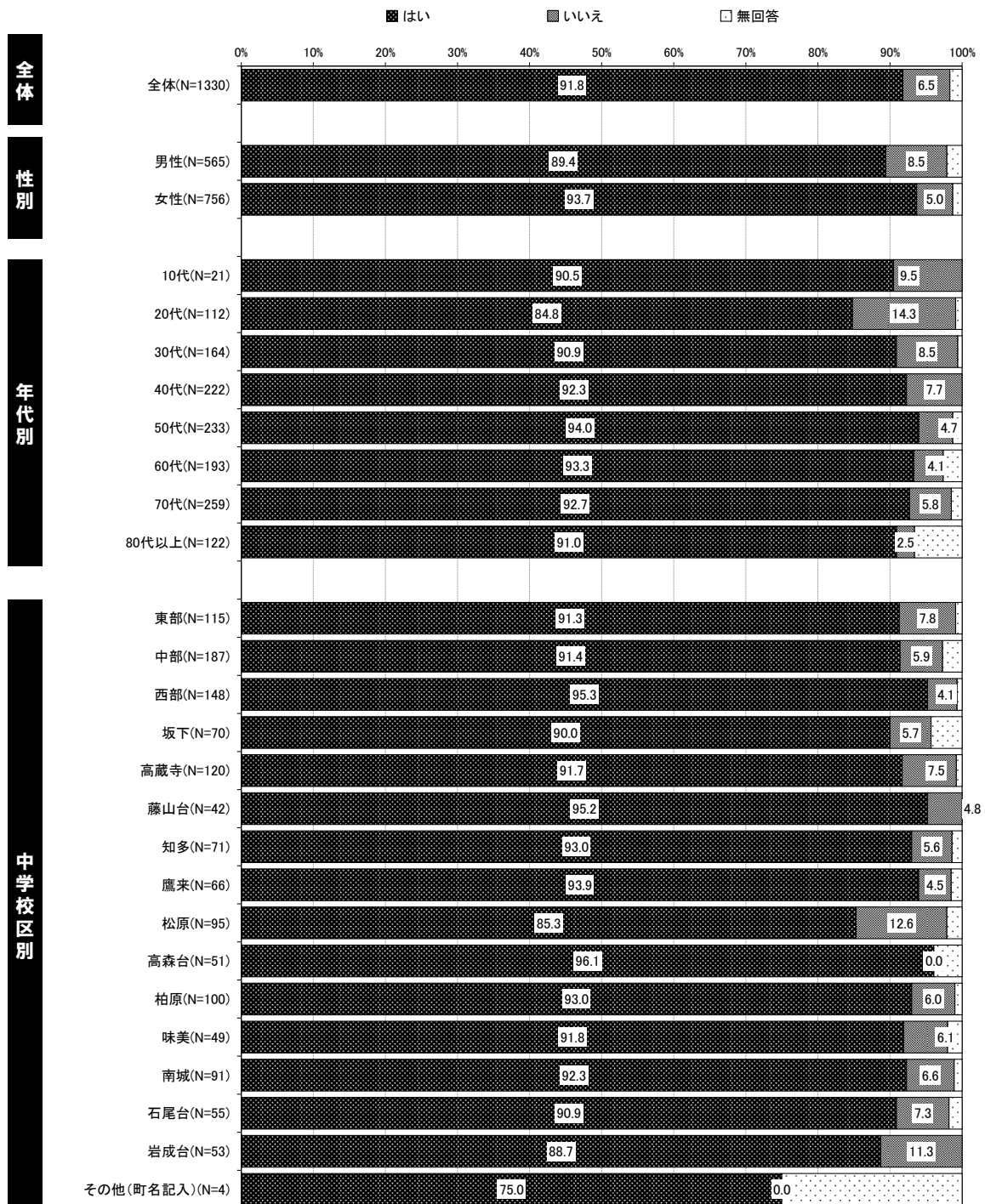
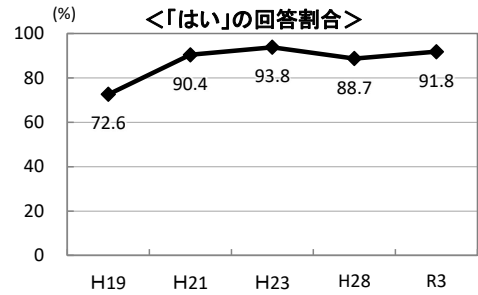


図 2-41 ごみ減量に取り組む市民の割合

② リサイクル（再生利用）がされるよう資源の分別を心がけていますか？

リサイクル（再生利用）がされるよう資源の分別を心がけている市民の割合は 94.5% となっています。2016（平成 28）年度調査からは 1.1 ポイント減少しています。年代別で見ると、20 代が 87.5% で他の年代に比べて低くなっています。

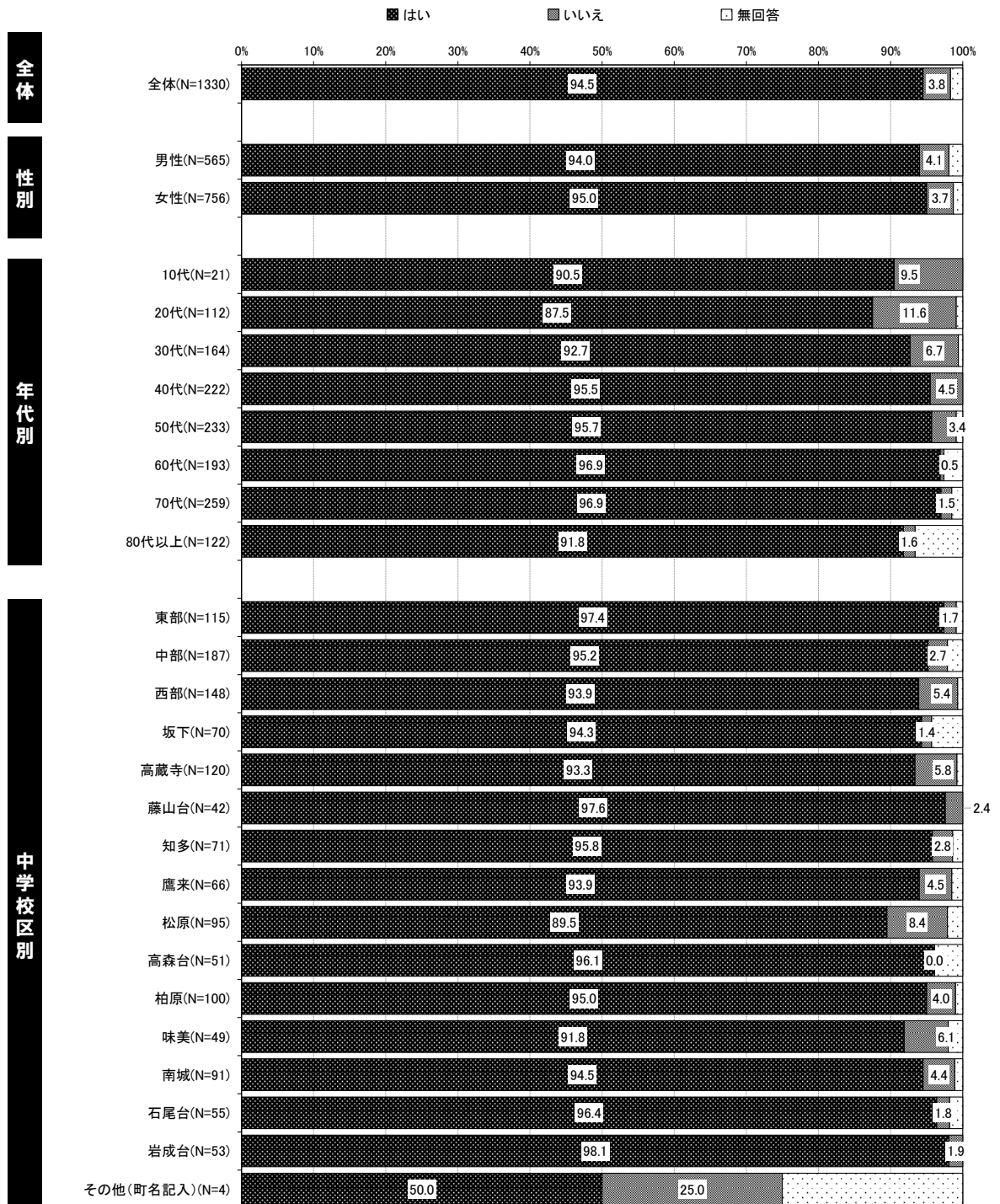
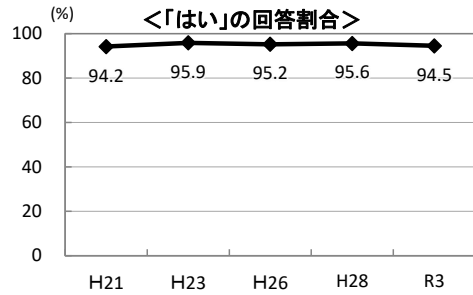


図 2-42 資源分別を心がけている市民の割合

5 今後の課題

(1) ごみ減量・資源化に関する課題

① 家庭系ごみの減量

「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」は、2020（令和2）年度以降減少傾向にあり、中間目標を達成していますが、全国や類似都市（施行時特例市）の平均を上回っており、更なるごみの減量が必要です。

② 生ごみ・食品ロスの削減

家庭系燃やせるごみの約43%（2019（令和元）年度）が生ごみで、生ごみの半分近くが手付かずの食品や食べ残しなどの「食品ロス」となっています。生ごみは水分を多く含むため焼却処理の負担となるほか、食品ロスは国際的な課題でもあるため、その削減に向けた取組を一層推進する必要があります。

③ 事業系ごみの減量

事業系ごみが増加傾向にあり、減量が進んでいません。事業系ごみの中には資源化が可能なもの（紙ごみ、食品廃棄物など）が多く含まれていると考えられるため、クリーンセンターにおける処理ではなく民間のリサイクル業者への搬入を促進する取組が必要です。また、クリーンセンターへの不適正な搬入を防止するため、排出事業者への指導・啓発や、周辺自治体との処理手数料の価格差の是正が必要です。

④ 資源化の促進

資源化率は低下傾向で、目標値と乖離する状況が続いています。民間事業者による資源回収に流れていることも考えられるため、それらを含めた市内の資源化の状況の把握に努めるとともに、燃やせるごみ等に混在する資源の分別排出を一層促進する必要があります。また、ごみステーションにおける資源（特に金属類）の持ち去り防止対策の強化が必要です。

⑤ プラスチック資源循環の促進

焼却に伴い二酸化炭素の発生源となるとともに海洋等への流出に伴う生態系への影響が懸念されているプラスチック類の資源循環を促進するため、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、プラスチックごみの発生抑制や、燃やせるごみや燃やせないごみに含まれるプラスチック製品の資源化を推進する必要があります。

⑥ 情報発信・啓発の強化

ごみの減量や資源化に向けて、ごみ問題に対して関心が低い若年層や外国人住民等を対象にSNS^{※12}等を活用して情報発信や啓発を強化するとともに、エコメッセ春日井の効果的な活用方法を検討する必要があります。

^{※12} SNS…ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイト上の会員制サービスのこと。

(2) 適正処理（収集運搬、中間処理、最終処分）に関する課題

① ごみステーションの適正管理

ごみステーションの一部が大規模化（30～50 世帯）し、個々のごみに対する責任や意識の低下がみられるほか、他地区からの持ち込みやルール違反ごみ、カラス等によるごみの散乱、町内会加入者と未加入者の間でのトラブルが発生するなど、町内会加入率が低下する中で、区・町内会・自治会等によるごみステーションの維持管理の負担が増大しています。衛生的で快適な生活環境を保全するため、ごみステーションの設置や維持管理のあり方について検討する必要があります。

② 不法投棄・ごみのポイ捨て防止対策

ごみの不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置などによる衛生面や防犯面での不安が生じています。関係機関等と連携し、モラルの向上を通じた良好な生活環境の確保が必要です。

③ 超高齢社会に対応したごみ収集体制

今後高齢化が進行することを踏まえ、福祉部門等と連携し、ごみ出しが困難な世帯に対する支援を拡充する必要があります。

④ 収集運搬の安全確保

燃やせるごみや燃やせないごみとして出せる大きさの基準が「80 cm未満」で、他自治体の多くが 30 cm 以下であるのと比較して大きく、収集作業員がパッカー車に積み込む際に回転板で破碎しながら投入する必要があるなど、事故の危険性が懸念されるため、粗大ごみの基準の見直しなど収集運搬における安全確保が必要です。

⑤ 発火性危険物によるクリーンセンター等の火災事故防止

充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物を収集・処理する際に、パッカー車やクリーンセンターでの火災が発生しています。2021（令和 3）年 4 月に金属類を選別・分解する中間処理を導入するとともに、同年 10 月に金属類（発火性危険物）用指定袋を導入し、市民に分別排出を啓発しているほか、クリーンセンターにおける防火設備の更新等の対策を行っていますが、火災を防止するためのハード・ソフト両面での対策を一層強化する必要があります。

⑥ 収集・処理の効率化

人件費や燃料費の高騰、施設修繕費の増加等を背景に、ごみ処理費用が増加しています。また、クリーンセンターへの直接搬入において、特定廃棄物の受付等に時間を要し、渋滞が発生しています。デジタル技術や民間事業者の活用、ごみの収集区分の見直し、適正なごみ処理費用の徴収等を通じて、効率的で最適な収集・処理体制の構築を図る必要があります。

⑦ クリーンセンターの1工場体制化に向けた整備

クリーンセンターの1工場体制化に向けた第2工場の基幹的設備改良工事を着実に実施するとともに、工事に伴いクリーンセンターの処理能力が一時的に低下するため、市民や事業者へのごみ減量啓発やごみの市外搬出等の対策が必要です。また、施設整備に当たっては、単なる延命化だけでなく、省エネルギーや発電能力の向上など二酸化炭素排出量の削減に資する機能向上を図る必要があります。

⑧ 粗大・不燃ごみ処理設備と資源化処理設備の老朽化対策

クリーンセンターの粗大・不燃ごみ処理設備と資源化処理設備が稼働後20年以上経過し老朽化しているため、焼却炉の基幹的設備改良工事による延命化に沿った中長期的な施設再整備を行う必要があります。

⑨ 内津北山最終処分場の延命化

焼却灰の資源化の推進と内津北山最終処分場の延命化を図るため、引き続き焼却灰をセメント原料として資源化することが必要です。

第2章 ごみ処理の将来像

1 基本理念

本市の最上位計画である第六次春日井市総合計画では、市の将来像「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」の実現に向けて、環境分野の政策方針として、「私たち一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり」を目指すこととしています。

このことを踏まえ、本計画では、基本理念を「ともに取り組み、次世代へつなぐ循環都市・かすがい」とし、限られた資源をできるだけ大切に利用し、将来に渡って誰もが豊かな生活を送ることができるよう、市民・事業者・市が協働してごみの減量や資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環都市の実現を目指します。

ともに取り組み、次世代へつなぐ循環都市・かすがい

2 基本方針

基本理念を実現するため、次の2つを基本方針とし、総合的かつ計画的に施策を展開します。

基本方針1 市民・事業者との協働による4Rの推進

市民・事業者・市の協働のもと、発生源でごみを断つこと（Refuse:リフューズ）、ごみとなるものを減量すること（Reduce:リデュース）に優先して取り組み、ごみとなったものについては、繰り返し使うこと（Reuse:リユース）、再資源化すること（Recycle:リサイクル）の順に循環的な利用を徹底することにより、ごみの減量や資源化を推進します。

基本方針2 環境に配慮した安全で安定的な処理体制の構築

4Rに優先的に取り組み、それでもなお排出されるごみは、法令等に従って適正に処理する必要があります。市民や事業者が安心して生活や事業活動を行うことができるよう、経済性や効率性にも配慮しつつ、できるだけ環境への負荷が少ない方法で収集運搬、中間処理、最終処分を行い、安全かつ安定的なごみの適正処理を継続します。

3 計画目標

本計画の目標として次のとおり成果指標を設定し、2022（令和4）年度の実績を基準とし、2028（令和10）年度を中間目標、2033（令和15）年度を最終目標とする目標値を定めます。

表 2-43 計画目標

成果指標		基準値 2022(R4)	中間目標 2028(R10)	最終目標 2033(R15)
1	1人1日当たりごみ排出量	687 g	660 g (▲27 g)	640 g (▲47 g)
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	496 g	478 g (▲18 g)	463 g (▲33 g)
3	事業系ごみ排出量	21,470 t	20,400 t (▲1,070 t)	19,600 t (▲1,870 t)
4	資源化率（事業者による資源化量含む）	21.8%	25.0% (+3.2ポイント)	28.0% (+6.2ポイント)
5	最終処分量	8,424 t	8,030 t (▲394 t)	7,700 t (▲724 t)

4 目標達成時の排出予測

過去10年間のごみ排出量等の実績値や将来人口予測のほか、従前からのごみ減量や資源化に関する取組による減量効果を加味し、将来のごみ排出量等の推計値を算出しました。また、推計値に対して、今後、新たに取組の実施や拡充を図ることで、目標値の達成を目指します。

なお、将来人口予測は、第六次春日井市総合計画で使用している国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に算出しています。

表 2-44 目標達成時の排出予測

項目	単位	実績値	推計値		目標値		
		2022 (R4)	2028 (R10)	2033 (R15)	2028 (R10)	2033 (R15)	
計画収集人口	人	308,038	306,730	303,545	306,730	303,545	
家庭系ごみ排出量	t	55,763	57,235	56,338	53,515	51,298	
事業系ごみ排出量	t	21,470	23,099	24,376	20,400	19,600	
ごみ排出量	t	77,233	80,334	80,713	73,915	70,898	
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	687	718	728	660	640	
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	496	511	508	478	463	
資源化量	行政収集・集団回収 クリーンセンター処理分	t	14,589	13,968	13,166	15,745	16,166
	事業者店頭回収等	t	6,207	6,207	6,207	8,560	11,007
資源化率(事業者含む)	%	21.8	20.7	19.9	25.0	28.0	
最終処分量	t	8,424	8,765	8,772	8,030	7,700	

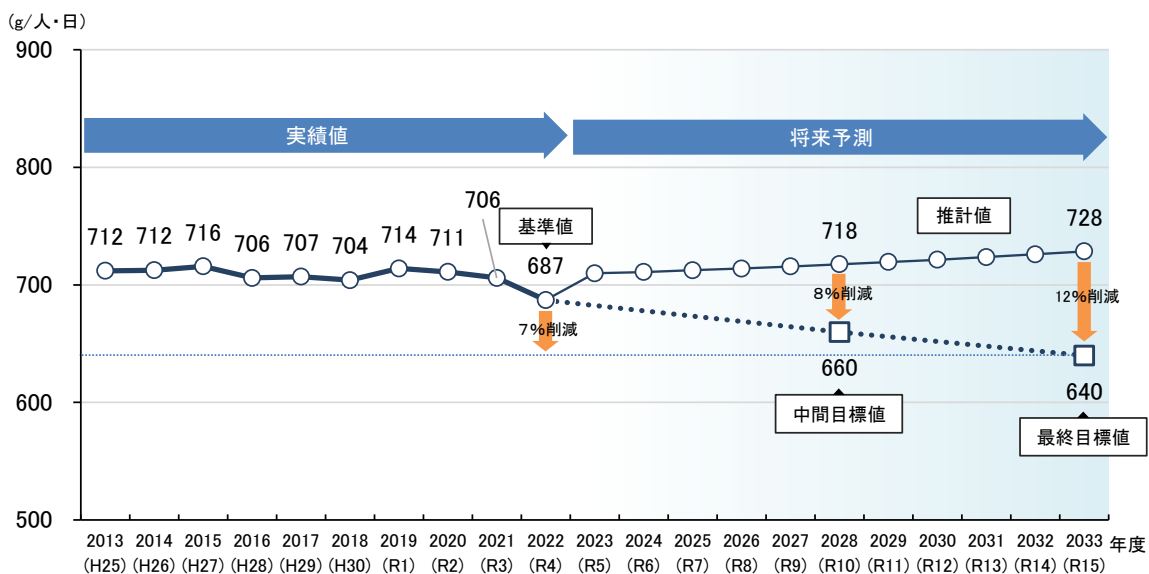


図 2-45 1人1日当たりごみ排出量

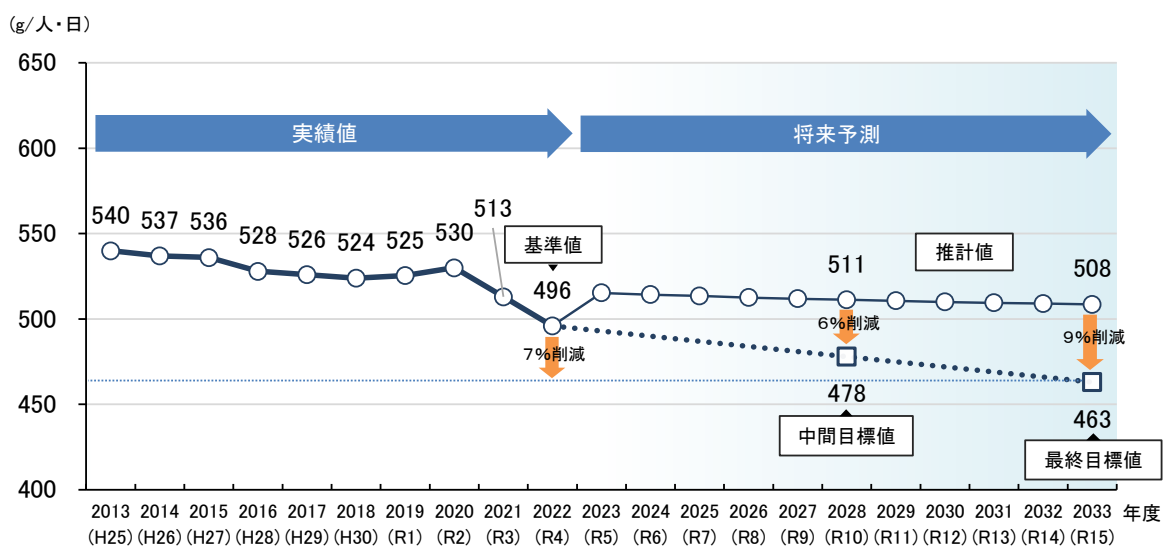


図 2-46 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

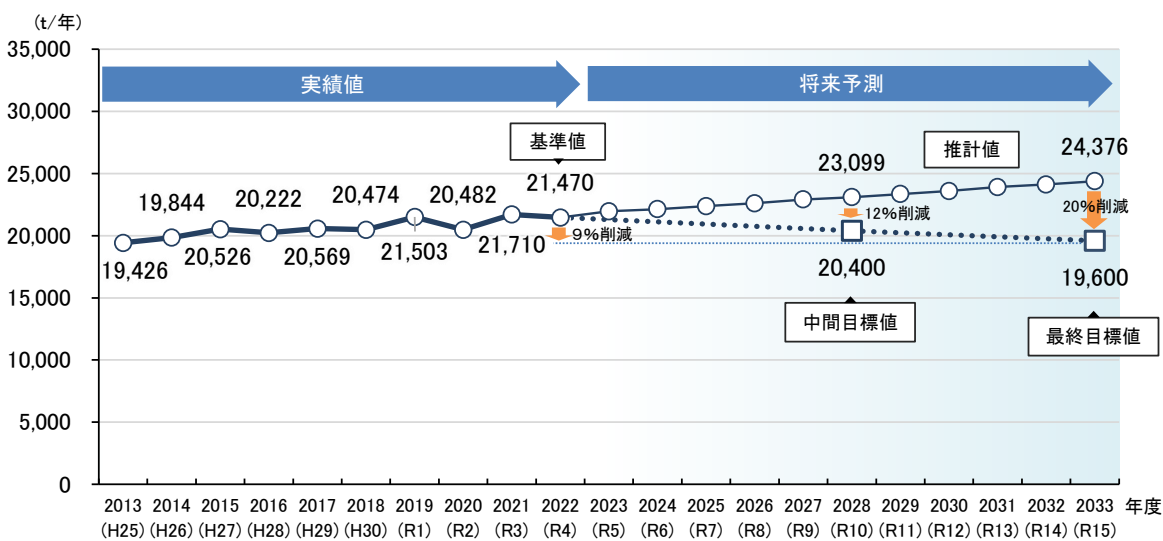


図 2-47 事業系ごみ排出量

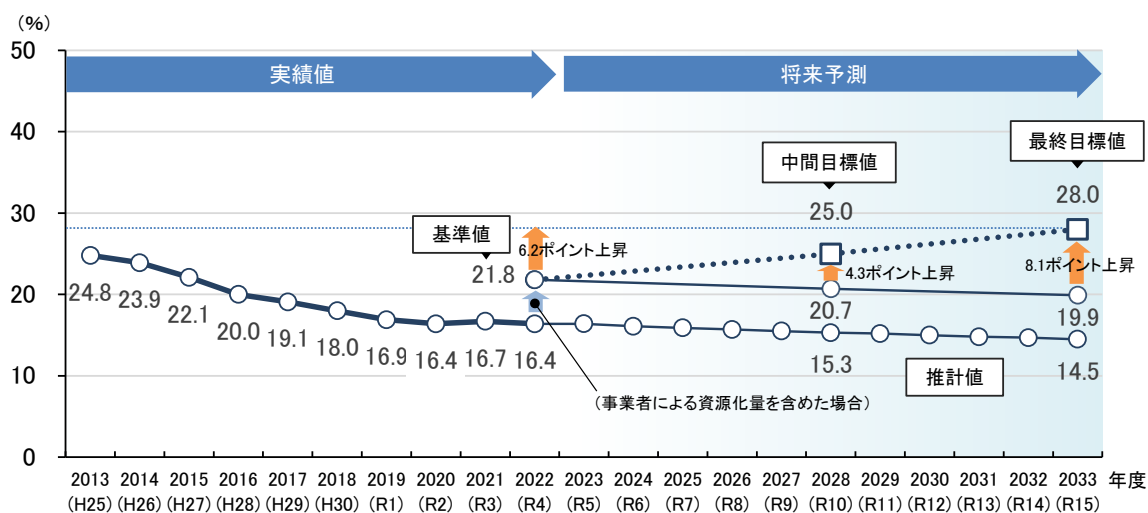


図 2-48 資源化率

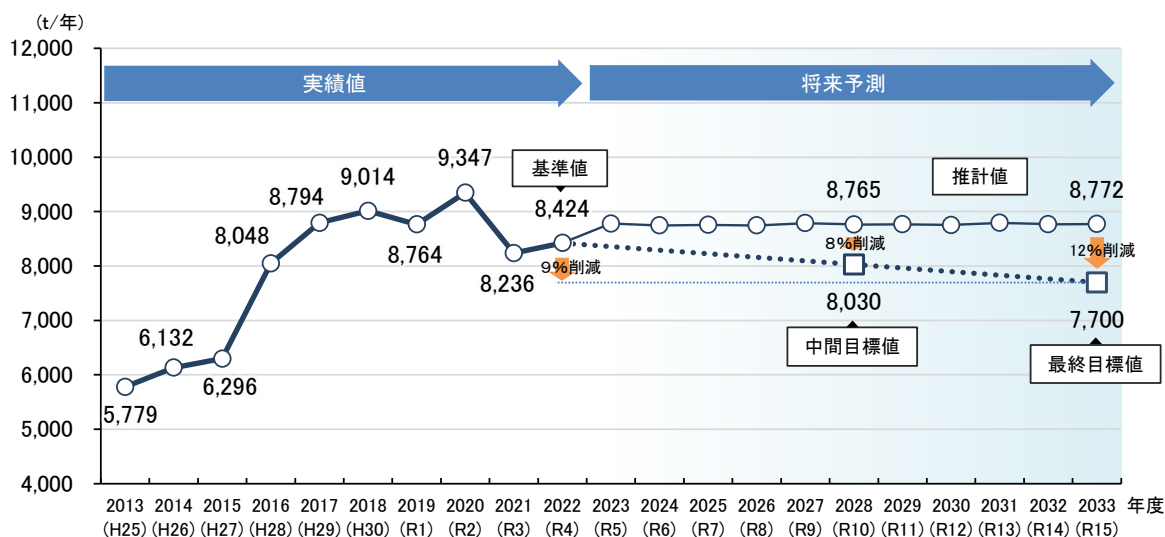


図 2-49 最終処分量

成果指標「1人当たりごみ処理費用」について

前計画（ごみ処理基本計画）では、「1人当たりごみ処理費用」を成果指標に設定していましたが、ごみ処理費用は、近年の person 費や燃料費の高騰など社会情勢の影響を強く受けるため、自助努力によるコスト削減の成果指標としては適当ではないと考え、計画目標から取り下げました。

なお、ごみ処理費用の実績値は、毎年作成する冊子「春日井市のごみの現状」等に今後も掲載し、ホームページ等で公表します。

第3章 実現に向けた施策

1 施策体系

施策の体系は下図のとおりです。2つの基本方針のもと6つの基本施策を推進します。また、各方針に対応するSDGsの目標を掲載しています。

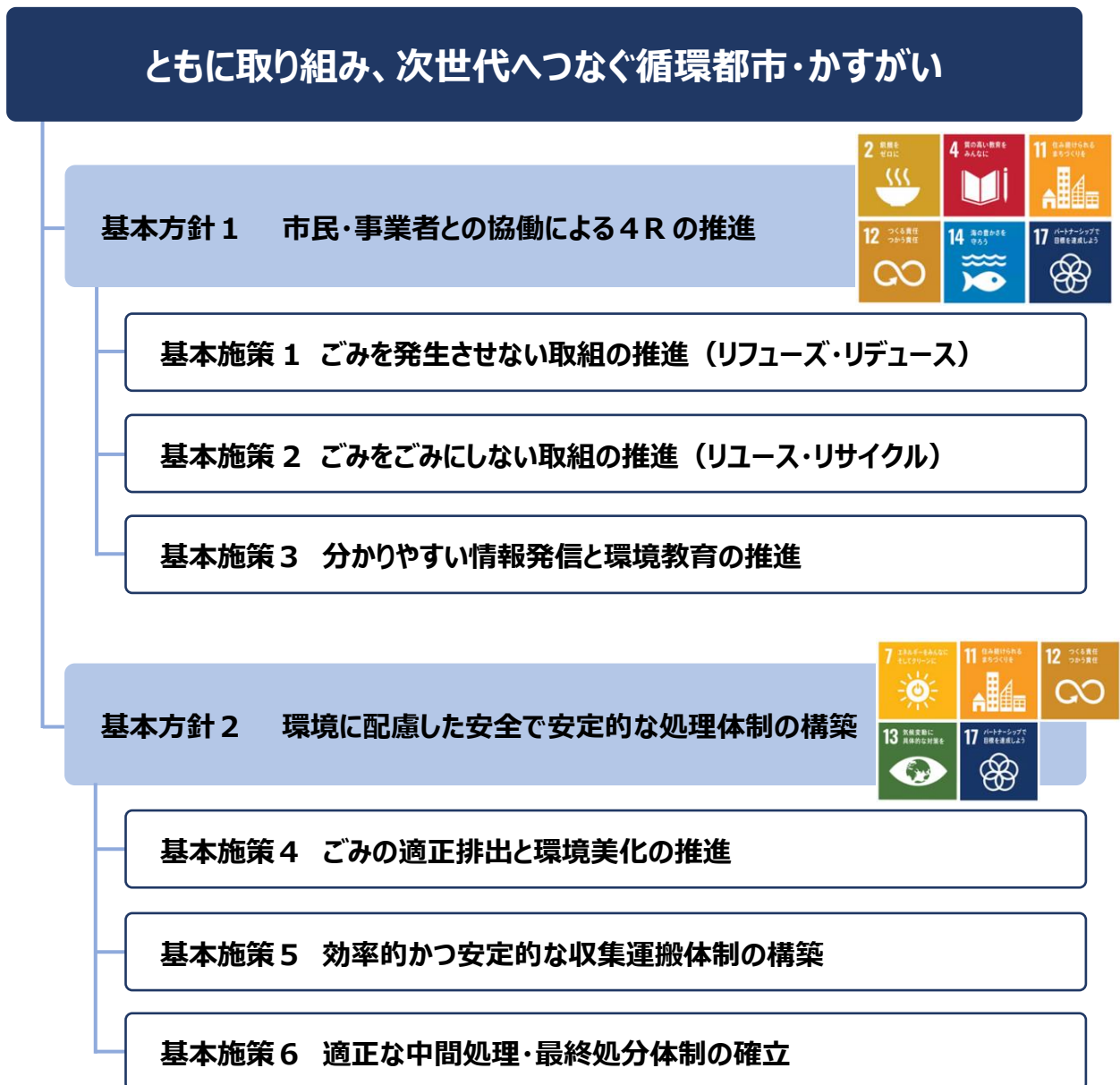


図 2-50 施策の体系図

2 具体的な施策

ごみ処理の将来像の実現に向けて、基本方針による長期的な方向性に基づき、計画期間内に次のとおり具体的な施策を実施します。なお、今後、重点的に推進する取組には「**重点**」と記載しています。

基本方針1 市民・事業者との協働による4Rの推進

基本施策1 ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）

市民、事業者等と連携し、国際的にも課題となっているプラスチックごみや食品ロスの削減による資源の有効活用、環境負荷の低減等に積極的に取り組みます。また、事業系ごみの減量を推進するため、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を行います。

施策1-1 プラスチックごみの削減

番号	取組	内容
1	重点 使い捨て(ワンウェイ)プラスチック ^{※13} の削減	使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの削減に向けてマイバッグやマイボトルの利用を推進するとともに、 unnecessaryプラスチックをできるだけ使用しないライフスタイルを促進するため、関係機関や事業者等と連携して情報発信を行います。
2	指定袋のバイオマスプラスチック ^{※14} 化等の推進	環境負荷の少ないバイオマスプラスチック等を使用した指定袋の導入を推進します。
3	拡大生産者責任 ^{※15} 等の要望	製品の製造や販売においてプラスチックごみの発生・排出抑制が推進されるよう、国や製造事業者等に対してプラスチックごみ削減のための拡大生産者責任等について要望します。

※13 使い捨て(ワンウェイ)プラスチック…一度使用したら再資源化又は廃棄してしまうプラスチック類。例えば、テイクアウト用の飲料カップやストロー、シャンプー等のプラスチック製容器、商品を包んでいるビニール製の包装、レジ袋、ペットボトル等。

※14 バイオマスプラスチック…原料としてトウモロコシやサトウキビなど植物の有機資源を利用して作られたプラスチック素材。

※15 拡大生産者責任(EPR)…Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

施策 1-2 生ごみ・食品ロスの削減

番号	取組	内容
4	重点 3きり(水切り、食べきり、使いきり)の啓発	3きり(水切り、食べきり、使いきり)など家庭で実践できる生ごみ削減の取組を啓発します。
5	重点 食品ロス削減月間等における啓発	食品ロス削減月間(10月)等に食品ロス削減に関する情報をイベントや講座、広報誌、SNS等の様々な手段により発信します。
6	家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の拡充	家庭用生ごみ処理機やコンポスト等の利用を促進するため、購入費補助制度の対象要件の見直しなど制度を拡充します。
7	生ごみ減量講座	生ごみを堆肥化するぼかし作り講座や食品ロスを削減するエコクッキング ^{※16} 講座等を開催します。
8	学校給食の食べ残し削減	小中学校と連携し、学校給食の食べ残しを削減する啓発活動を行い、学齢期からの意識醸成を図ります。
9	外出時の食べ残し削減	「3010運動 ^{※17} 」の普及など宴会や外出時における食べ残しの削減を啓発します。
10	フードドライブ ^{※18} の推進	福祉団体や事業者等と連携し、フードドライブ等による未利用食品の有効活用を推進します。
11	「あいち食品ロスパートナーシップ制度 ^{※19} 」の周知	市内の事業者や団体等による食品ロス削減の取組を促進するため、「あいち食品ロスパートナーシップ制度」について周知します。

施策 1-3 事業系ごみの減量

番号	取組	内容
12	重点 排出事業者への啓発・指導	事業系ごみの減量や資源化を促進するための手引きの作成等のほか、多量排出事業者に対する減量計画の作成指示や訪問指導、啓発を行います。
13	クリーンセンター搬入物検査	クリーンセンターへの産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査(ごみ検査)を実施し、分別方法等の指導を行います。

※16 エコクッキング…エコロジー(環境)とクッキング(料理方法)をつなげた造語で、環境に配慮した料理方法のこと。

※17 3010運動…宴会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らすキャンペーン。

※18 フードドライブ…家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

※19 あいち食品ロスパートナーシップ制度…食品ロス削減に取り組む企業・団体等を「あいち食品ロス削減パートナー」として登録することにより、企業・団体等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、その取組を広く周知することで、県民の食品ロス削減に向けた意識の啓発・高揚を図ることを目的とする愛知県制度。

番号	取組	内容
14	ごみ減量等を推進する事業所の認定	ごみ減量や資源の有効利用に積極的に取り組む事業所を認定し、その取組をホームページ等で紹介します。
15	公共施設のごみ減量	グリーン購入 ^{※20} や分別啓発、ペーパーレス化 ^{※21} の推進等により、公共施設から発生するごみの減量を図ります。

施策 1-4 ごみ処理手数料の適正化

番号	取組	内容
16	重点 ごみ処理手数料の改定	ごみの減量や資源化の推進、受益者負担の適正化の観点から、ごみ処理手数料の改定を検討します。特に事業系ごみについては、不適正搬入防止のための周辺自治体との価格差の是正や、資源化が促進される仕組みづくりを検討します。
17	粗大ごみの見直し	収集運搬の安全確保と処理手数料の適正化を図るため、粗大ごみとして収集する大きさや処理手数料の見直しを行います。
18	特定廃棄物の見直し	クリーンセンターへの直接搬入における受付等の効率化と適正処理を推進するため、民間処理業者による処理状況等を考慮した上で、特定廃棄物の受付品目や処理手数料の見直しを行います。
19	家庭系ごみ有料化の調査研究	本市では家庭系ごみの減量が一定程度進んでいるため現時点で家庭系ごみの有料化（指定ごみ袋の有料化）を導入する予定はありませんが、有料化はごみ減量に有効な手段の一つとされていることから、引き続き導入自治体の状況等を調査研究します。

※20 グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※21 ペーパーレス化…紙媒体を電子化してデータとして活用、保存すること。

基本施策 2 ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）

エコメッセ春日井における再利用品販売や事業者によるリユース事業の活用等により、不要なものをごみとして廃棄せず、リユース（再利用）することを促進します。また、リサイクル（再資源化）を推進するため、資源として分別収集する品目の拡大や、再生事業者の積極的な活用による事業系ごみの資源化の促進等を行います。

施策 2-1 リユースの推進

番号	取組	内容
20	エコメッセ春日井におけるリユースの推進	エコメッセ春日井において子ども服や食器類の提供、家具、自転車の再利用品販売等を行います。
21	フリマアプリ ^{※22} 等提供事業者との連携	フリマアプリ等の提供事業者と連携し、事業者のプラットフォーム ^{※23} を活用した粗大ごみ等のリユースを促進します。

施策 2-2 リサイクルの推進

番号	取組	内容
22	重点 プラスチック製品の資源化	燃やせるごみや燃やせないごみとして分別しているプラスチック製品について、プラスチック製容器包装とともにプラスチック資源として分別収集し、資源化します。
23	重点 事業系ごみの資源化	事業系ごみ処理手数料の改定やクリーンセンターへの資源化物（古紙、食品廃棄物、剪定枝等）の搬入を抑制する啓発・指導等により、市内外の再生事業者の積極的な活用を促し、資源化を推進します。
24	ペットボトル水平リサイクル ^{※24}	ペットボトルの資源循環を促進するため、使用済みペットボトルから新たなペットボトルを作る水平リサイクル（ボトル to ボトル）を推進します。
25	資源回収団体奨励金	市民による自主的な資源回収（集団回収）は、リサイクルの推進だけでなく地域コミュニティ等の活性化にもつながるため、資源回収団体に対して回収量に応じて奨励金を交付し、集団回収を促進します。
26	雑がみの分別促進	雑がみの分別排出を周知啓発するとともに、排出しやすい方法を検討します。

※22 フリマアプリ…フリーマーケットアプリケーションの略。インターネット上でフリーマーケットのように主に個人間で商品等の売買ができるアプリケーション。

※23 プラットフォーム…システムやサービスを動かすための基盤となる環境のこと。

※24 ペットボトル水平リサイクル…使用済みペットボトルを原料に新たなペットボトルを作るため、新たな化石由来原料を必要とせず環境負荷が小さいリサイクル方法のこと。

番号	取組	内容
27	資源の拠点回収	適正な資源化と排出環境の充実を図るため、公共施設等においてスプレー缶や小型家電、蛍光灯、廃食用油、乾電池等の拠点回収を推進します。また、事業者と連携し、詰替えパック等の拠点回収を検討します。
28	事業者による自主回収の促進	事業者によるプラスチック製品等の店頭回収など自主回収を促進します。
29	焼却灰の資源化	最終処分場の延命化と資源化を推進するため、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルします。
30	資源化品目の拡大	社会状況や経済性を考慮した上で、剪定枝や生ごみ、紙おむつなど資源化に適する品目を調査し、分別区分の見直しを検討します。
31	資源の持ち去り防止対策	ごみステーションからの資源の持ち去り行為を防止するため、警察と連携し、監視パトロールや注意喚起、指導等の対策を強化します。

基本施策3 分かりやすい情報発信と環境教育の推進

循環型社会の実現に向けて、市民や事業者の一層の理解と協力を得るため、様々な媒体や機会を活用した積極的な情報発信と、次代を担う子どもなどへの環境教育を推進します。

施策3-1 情報発信の充実

番号	取組	内容
32	重点 発火性危険物の分別排出の啓発	充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物に起因するごみ収集車やクリーンセンターにおける火災事故を防止するため、発火性危険物用指定袋を使用した分別排出の徹底を周知啓発します。
33	環境カレンダー等による周知啓発	環境カレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等によりごみの分別方法や排出マナー等を周知啓発します。
34	ごみ分別アプリ、SNS等による情報発信	ごみ分別アプリやSNS、ホームページ、JR駅デジタルサイネージ等を活用し、情報発信の充実を図ります。
35	イベント等における情報発信	春日井まつりや消費生活展等のイベント、商業施設等において、ごみの減量や資源化に関する情報発信を行います。
36	エコメッセ春日井による情報発信の強化	環境啓発施設であるエコメッセ春日井の展示内容を見直すとともに、講座やイベントの充実を図ります。
37	転入者への啓発	転入者に対して環境カレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等を配付し、ごみの分別方法等を啓発します。
38	外国人や若年層への啓発の強化	外国人住民に対して外国語に対応した環境カレンダー等によりごみ出しルールを周知するほか、外国人向け日本語教室等と連携したごみの分別講座やごみ分別アプリの利用勧奨を行います。また、市内の大学等と連携し、若年層への啓発活動を行います。
39	表彰制度の活用	環境活動に取り組む個人や団体等を表彰する制度を周知し、活用することで、取組の重要性を発信します。
40	災害時等の情報発信	「春日井市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時のごみ処理について平常時から啓発するとともに、発災後には時期に応じて迅速で的確な情報発信を行います。

施策 3-2 環境教育の推進

番号	取組	内容
41	青空教室	小学4年生や保育園等の年長児に対して、ごみの減量やリサイクルについて学ぶ環境教育を実施します。
42	子ども向け体験型講座	子ども環境アカデミーなど、年齢や関心に合わせた子ども向けの体験型講座やイベントを開催し、環境意識の醸成を図ります。
43	出前講座	地域の団体や事業者に対して、ごみの減量やリサイクルに関する出前講座を実施します。
44	クリーンセンター施設見学	小学校や団体等によるクリーンセンターの施設見学を受け入れるほか、個人でも参加できる見学会のイベントを開催します。

基本方針2 環境に配慮した安全で安定的な処理体制の構築

基本施策4 ごみの適正排出と環境美化の推進

ごみの散乱や不適正排出が問題となっているごみステーションの適正管理を推進するため、関係機関等と連携し、効果的な維持管理の方法等を検討します。また、不法投棄やごみの散乱のない快適なまちを目指し、市民、事業者、市の協働による環境美化の取組を推進します。

施策4-1 ごみステーションの適正管理

番号	取組	内容
45	重点 ごみステーションの設置・維持管理のあり方の検討	本市では戸別収集の導入は見送り、ごみステーション収集方式を継続することとしています。一部の地域ではごみステーションの設置や維持管理が住民の負担となっていることから、区・町内会・自治会等を所管する関係部署と連携し、ごみステーションの設置や維持管理のあり方を検討します。
46	重点 ごみ散乱防止対策への支援	ごみステーションにおけるごみの散乱を防止するため、ごみボックス等ごみステーション整備用品の設置費補助拡充の検討や収集作業員等による清掃活動を実施するとともに、監視カメラの試行などごみステーションの清潔保持のための効果的な手法を検討します。
47	重点 ごみ出しルール・マナーの啓発	ごみ出しルールやマナーの遵守を図るため、ごみステーションにおける排出指導を実施するとともに、適正排出を注意喚起する看板の貸与や周辺住民へのチラシの配布、ルール違反ごみへの違反シールの貼付等による啓発を行います。

施策4-2 事業系ごみの適正排出

番号	取組	内容
48	クリーンセンター搬入物検査(再掲)	クリーンセンターへの産業廃棄物や資源物等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査(ごみ検査)を実施し、分別方法等の指導を行います。
49	排出事業者への指導	搬入物検査(ごみ検査)の結果等を踏まえ、排出事業者に対して適正な分別排出を徹底するよう訪問指導を実施します。

施策 4-3 地域環境美化

番号	取組	内容
50	不法投棄防止対策	市民、事業者、警察、近隣市等と連携し、不法投棄監視パトロールや監視カメラ、看板設置等の対策を実施するとともに、緊密な情報交換を図り、不法投棄の未然防止に取り組めます。
51	ポイ捨て・ふん害防止対策	ポイ捨てによるごみの散乱やペットのふん害の防止に対する市民の意識向上を図るため、地域の団体や事業者と連携し、公園や駅周辺等における街頭啓発や清掃活動を実施します。
52	かすがいクリーン大作戦	快適できれいなまちづくりを推進するため、市民や事業者の参加による地域の清掃活動を行います。
53	地域環境美化活動への支援	区・町内会・自治会等の団体が実施する地域の清掃活動に対し、ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を行います。
54	環境美化指導員 ^{※25} による美化活動	環境美化指導員を配置し、ポイ捨てやふん害が多発する場所等において巡視や清掃、啓発活動を行います。
55	空き缶等散乱防止協定	事業者と空き缶等散乱防止協定を締結し、事業者による空き缶等のごみのポイ捨て防止の啓発や清掃活動を促進します。

※25 環境美化指導員…「春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、地域における空き缶等の散乱やふん害防止のための指導、啓発等を行う職員。

基本施策5 効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築

ごみの排出量や多様化する市民ニーズ、災害リスク等に対応した収集運搬体制を構築するとともに、収集運搬作業の効率化や環境負荷の低減を図ります。また、ごみの資源化と適正処理を推進するため、分別収集品目の見直しを行います。

施策5-1 収集運搬体制の充実

番号	取組	内容
56	重点 高齢者等排出困難者への支援	家庭ごみ等をごみステーションへ持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある人に対して、玄関先で戸別収集する「さわやか収集」について、福祉関係部署と連携し、総合的な高齢化対策として支援の拡充を検討します。
57	重点 安定的な収集運搬体制の確保	直営収集作業員の減少と高齢化に対応するとともに、クリーンセンター施設再整備に伴う一時的な市外搬出や、災害、感染症の流行等の非常時のリスク管理も含めて、安定的な収集運搬体制の確保を図ります。
58	粗大ごみ運び出しサービス	自宅内等から粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスの導入を検討します。
59	収集運搬におけるデジタル技術の活用	収集運搬作業の効率化や市民サービスの向上を図るため、GPS ^{※26} を活用したごみ収集車運行管理システムや電子申請システム等の導入を検討します。
60	次世代自動車 ^{※27} の導入	ごみ収集車両に起因する環境負荷を低減するため、ハイブリッド収集車等の次世代自動車の導入を検討します。

施策5-2 分別収集品目の見直し

番号	取組	内容
61	重点 プラスチック製品の資源化(再掲)	燃やせるごみや燃やせないごみとして分別しているプラスチック製品について、プラスチック製容器包装とともにプラスチック資源として分別収集し、資源化します。
62	資源化品目の拡大(再掲)	社会状況や経済性を考慮しながら剪定枝や生ごみ、紙おむつなど新たな資源化に適する品目の調査と、排出方法や分別区分の見直しの検討を行います。

※26 GPS…全地球測位システム(Global Positioning System)の略で、人工衛星(GPS衛星)から発せられた電波を地上で受信し、現在位置を特定するもの。

※27 次世代自動車…大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車(FCEV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、ハイブリッド車(HV)、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車等。

番号	取組	内容
63	粗大ごみの見直し(再掲)	収集運搬の安全確保と処理手数料の適正化を図るため、粗大ごみとして収集する大きさや処理手数料の見直しを行います。
64	特定廃棄物の見直し(再掲)	クリーンセンターへの直接搬入における受付等の効率化と適正処理を推進するため、民間処理業者による処理状況等を考慮した上で、特定廃棄物の受付品目や処理手数料の見直しを行います。
65	水銀製品の適正回収	環境中に水銀が飛散・流出しないよう、蛍光管等の水銀含有製品の適正な分別収集や処理を行うため、公共施設における拠点回収への移行を推進します。

基本施策6 適正な中間処理・最終処分体制の確立

将来に渡りごみの安定的かつ効率的な処理を推進するため、クリーンセンターの施設再整備を計画的に推進するとともに、最終処分場の適正な維持管理と延命化を推進します。また、災害時においても適正な収集処理体制を確保できるよう、職員の対応能力や広域連携等の強化を図ります。

施策6-1 中間処理施設の整備と適正な維持管理

番号	取組	内容
66	重点 クリーンセンター施設再整備 (1工場化)	クリーンセンター第2工場の焼却設備など主要機器の大規模整備(基幹的設備改良工事)を実施し、2027(令和9)年度から第1工場を停止して第2工場の1工場体制に移行して稼働します。
67	重点 粗大・不燃ごみ処理設備と 資源化処理設備の再整備	クリーンセンターの粗大・不燃ごみ処理設備と資源化中間処理設備の老朽化に対応するため、次期クリーンセンターのあり方や経済性等を踏まえた長期的な視点に立ち、設備の再整備や資源化中間処理の外注化を検討します。
68	重点 クリーンセンター火災防止対策	発火性危険物の分別収集や選別等の中間処理、クリーンセンターの防火設備の更新、職員への教育・訓練等による安全管理体制の強化を行うとともに、防火対策の先進技術等を調査研究し、対策の強化を図ります。
69	クリーンセンター直接搬入に おけるデジタル技術の活用	クリーンセンター直接搬入における混雑緩和と利便性向上を図るため、デジタル技術の活用による予約制等の導入を検討します。

施策6-2 安定的な最終処分場

番号	取組	内容
70	最終処分場の適正な維持管理	最終処分場の適正な維持管理を行い、周辺環境の保全と適正処分を推進します。また、ごみの減量や資源化により埋立量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。
71	焼却灰の資源化(再掲)	最終処分場の延命化と資源化を推進するため、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルします。

施策 6-3 災害等に強い処理体制の整備

番号	取組	内容
72	重点 災害廃棄物の適正処理と対応力の強化	春日井市災害廃棄物処理計画に基づき、災害ごみの適正処理を行います。また、職員への啓発や教育、訓練等を実施し、災害時における対応能力の強化を図ります。
73	広域連携等による処理体制の確保	大規模災害時や施設の故障・更新等による運転停止時のごみ処理について、災害時における相互応援に関する協定等に基づき、他自治体や民間事業者等に支援を要請するなど収集処理体制の確保を図ります。

第 3 部 生活排水处理

第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理体系

本市におけるし尿、生活雑排水^{※28}の処理体系は、下図に示すとおりです。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽を設置している場合、生活排水は適正に処理されていますが、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を設置している場合、し尿は適正に処理されるものの、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されます。

なお、し尿や各浄化槽から発生する浄化槽汚泥は本市が運営するし尿・浄化槽汚泥処理施設の衛生プラントに搬入され適正に処理されています。

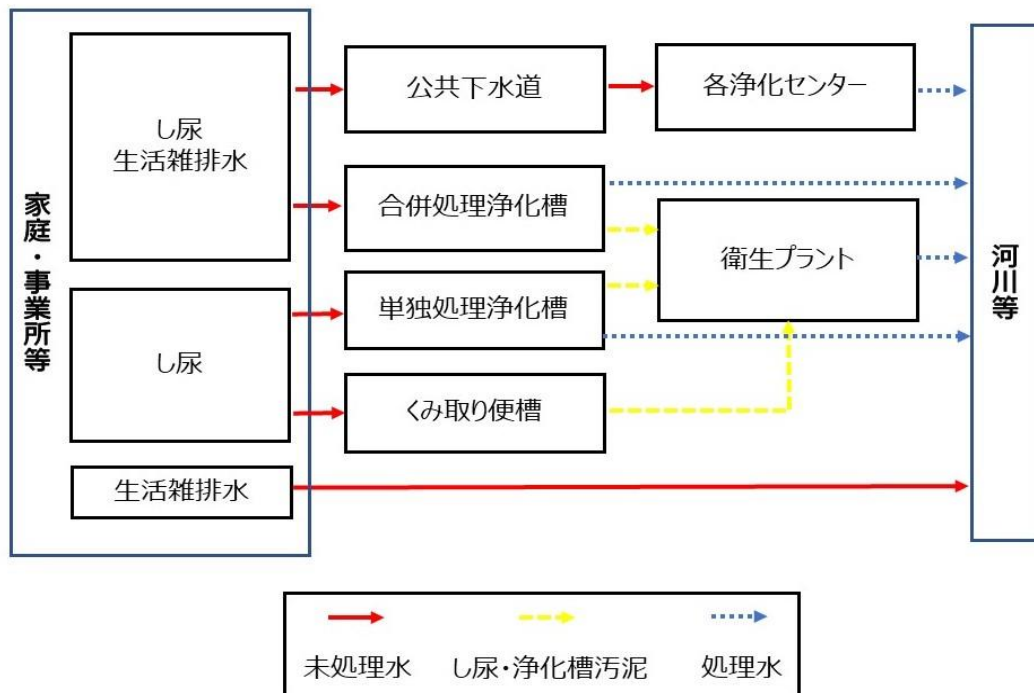


図 3-1 生活排水の処理体系

^{※28} 生活雑排水…台所、風呂など日常生活で使った水で、トイレ（し尿）を除いたもの。

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を下表に示します。

表 3-2 生活排水処理の主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿・浄化槽汚泥処理施設	し尿・浄化槽汚泥	市

(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水の処理形態別の人口、水洗化率及び生活排水処理率について下表に示します。行政区域内人口の減少に伴い、公共下水道接続を除く合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽の利用者は減少していましたが、2022（令和4）年度にはそれまで増加していた公共下水道接続人口も減少に転じました。

なお、水洗化率及び生活排水処理率は上昇しています。

表 3-3 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

項目	年度	2018	2019	2020	2021	2022
		(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)
①行政区域内人口		311,326	311,129	310,317	309,011	308,038
②水洗化・生活雑排水処理人口	(1)公共下水道接続	202,700	204,164	205,232	205,341	205,096
	(2)合併処理浄化槽	65,761	65,333	64,849	64,348	63,969
	③水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽	39,405	38,481	37,388	36,714	36,627
④非水洗化人口 くみ取り便槽		3,460	3,151	2,848	2,608	2,346
水洗化率		98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.2%
生活排水処理率		86.2%	86.6%	87.0%	87.3%	87.3%

各年度3月31日時点

※水洗化率：（水洗化・生活雑排水処理人口②+水洗化・生活雑排水未処理人口③）÷行政区域内人口①×100

※生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口②÷行政区域内人口①×100

(4) 処理形態別施設の状況

① 公共下水道

公共下水道の整備状況及び計画区域図を下の図表に示します。

公共下水道の供用開始面積は、下水道基本計画に基づき整備を進めており、普及率は2022（令和4）年度の時点で約69%となっています。なお、2022（令和4）年3月に下水道基本計画（汚水編）の見直しを行い、社会情勢を踏まえた、適正な計画を策定・実施しています。

今後の整備計画として2026（令和8）年度までは上条地区を、2027（令和9）年度からは下市場町の全域と穴橋町、篠木町、十三塚町の一部において、整備を進める予定となっています。

表 3-4 公共下水道の整備状況

項目	年度				
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
供用開始面積 (ha)	3,220.05	3,233.00	3,241.50	3,252.50	3,259.50
中央処理区	1,271.40	1,271.40	1,271.40	1,271.40	1,271.40
南部処理区					
旧高蔵寺処理区	1,038.60	1,038.60	1,038.60	1,038.60	1,038.60
旧南部処理区	910.05	923.00	931.50	942.50	949.50
供用開始区域内人口 (人)	213,834	214,450	214,490	213,979	213,645
普及率	68.7%	68.9%	69.1%	69.2%	69.4%

各年度3月31日時点

※普及率：供用開始区域内人口÷行政区域内人口×100

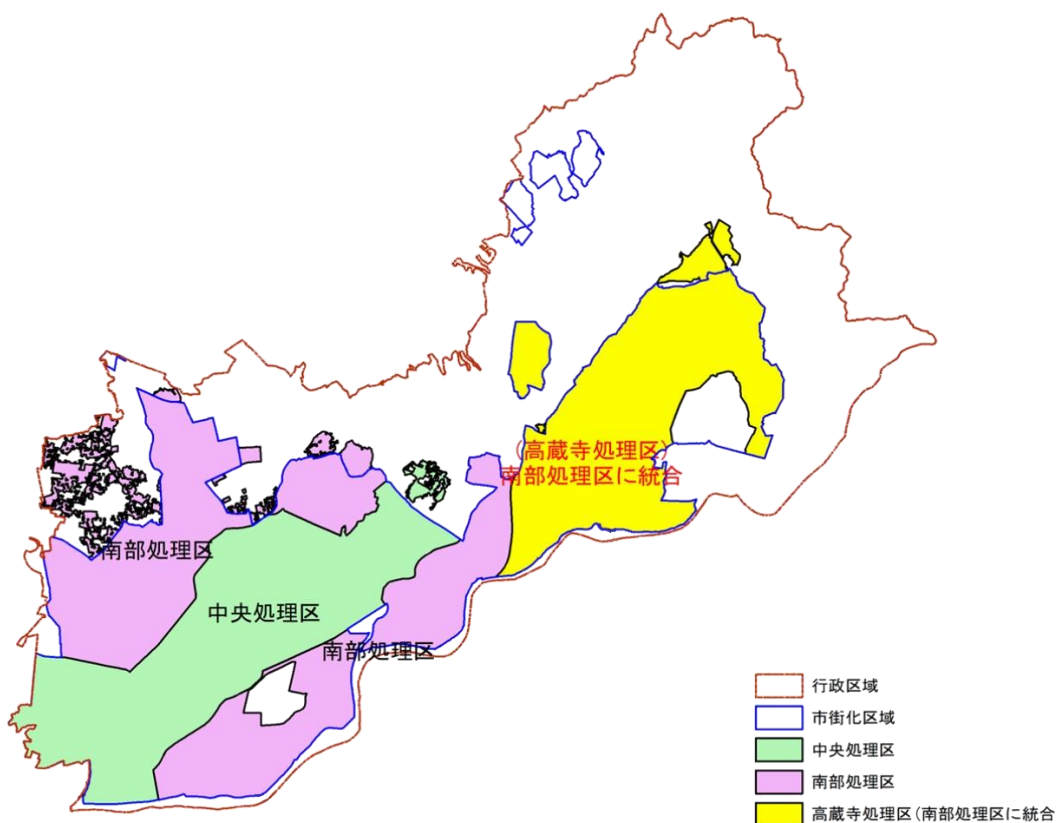


図 3-5 下水道計画区域図

② 浄化槽

浄化槽の設置状況を下表に示します。

2001（平成13）年度から単独処理浄化槽の設置が禁止されたことから、単独処理浄化槽は年々減少しており、合併処理浄化槽が増加しています。

表 3-6 単独処理・合併処理浄化槽の設置状況

項目 \ 年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
単独処理（基数）	19,424	19,235	19,043	18,868	18,811
合併処理（基数）	11,988	12,089	12,868	13,091	13,462
合計	31,412	31,324	31,911	31,959	32,273

各年度3月31日時点

(5) 下水道を除く生活排水処理の状況

① 収集運搬体制

くみ取ったし尿は下表のとおり、直営又は市の委託業者、浄化槽汚泥は市長が許可した収集運搬業者（以下「収集運搬許可業者」という。）が収集運搬し、衛生プラントへ搬入しています。

表 3-7 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制

分類	収集運搬体制
し尿	直営・委託業者
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者

② し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況について下表に示します。

し尿の収集量は減少し続けていますが、浄化槽汚泥については増減を繰り返しています。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

（単位：kL）

項目 \ 年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
①し尿	6,153.56	6,015.85	5,910.02	5,769.05	5,567.76
(1)直営	657.92	605.69	551.87	548.14	520.76
(2)委託	5,495.64	5,410.16	5,358.15	5,220.91	5,047.00
②浄化槽汚泥	46,226.86	45,943.60	48,982.22	47,977.64	48,665.11
合計（①+②）	52,380.42	51,959.45	54,892.24	53,746.69	54,232.87

各年度3月31日時点

③ し尿・浄化槽汚泥処理事業費

し尿及び浄化槽汚泥の処理事業費と1人当たりの処理事業費について下の図表に示します。

衛生プラントの基幹的設備改良工事により、2017（平成29）年度と2018（平成30）年度に建設改良費が増加しました。また、1人当たりの処理事業費は2017（平成29）年と2018（平成30）年度を除くと全国や愛知県の平均を下回っています。

表 3-9 し尿・浄化槽汚泥処理事業費

（単位：千円）

項目	年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
建設改良費		521,030	1,120,982	-	-	-
処理費及維持管理費		313,852	366,184	315,423	320,084	324,587
	人件費	74,712	61,890	86,414	83,064	83,588
	処理費	120,660	165,807	116,176	110,115	114,698
	車両購入費	4,698	6,534	-	-	-
	委託費	113,782	131,953	112,833	126,905	126,301
その他		2,185	2,444	1,276	1,596	1,422
合計		837,067	1,489,610	316,699	321,680	326,009

表 3-10 1人当たりの処理事業費

（単位：円）

項目	年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
春日井市平均		7,700	13,700	3,000	3,100	3,100
愛知県平均		4,800	5,700	5,100	5,200	5,800
全国平均		6,800	7,000	7,600	8,200	7,500

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※1人当たりの処理事業費：し尿・浄化槽汚泥処理事業費÷（合併処理浄化槽利用人数+単独処理浄化槽利用人数+くみ取り便槽利用人数）

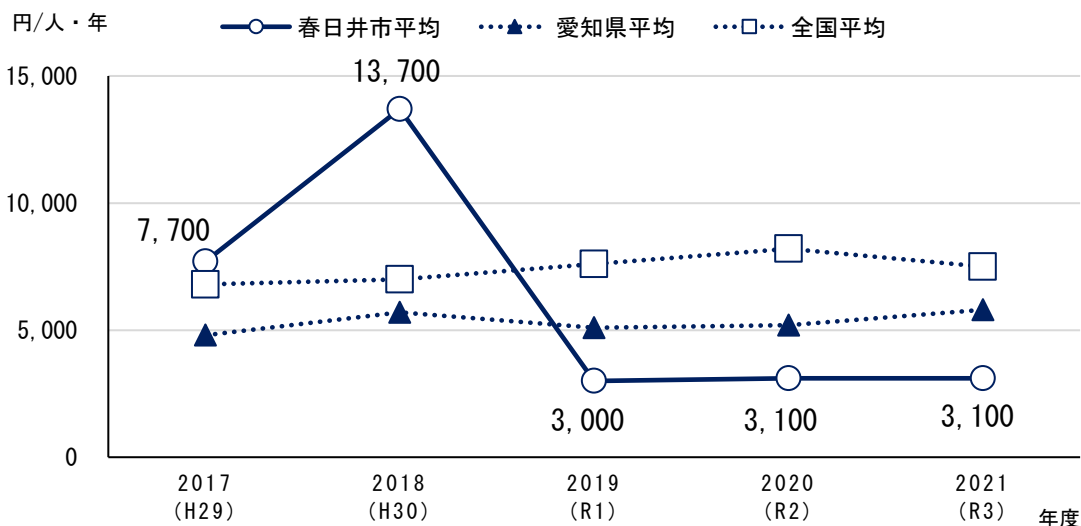


図 3-11 1人当たりの処理事業費の推移

④ し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要は、下の図表のとおりです。

表 3-12 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

項目	内容
施設名称	春日井市衛生プラント
所在地	愛知県春日井市御幸町 1-1-2
延床面積	[処理棟]3,781.22 m ² [管理棟]437.33 m ²
処理能力	190kL/日 (し尿 25kL/日 浄化槽汚泥 165kL/日)
処理方法	標準脱窒素処理方式 [水処理]生物処理+高度処理(凝集沈殿、オゾン、砂ろ過、活性炭) [汚泥処理]直接脱水+乾燥焼却
改良工期	1988(昭和63)年4月供用開始 2016(平成28)年10月~2019(平成31)年3月基幹的設備改良工事



図 3-13 衛生プラント位置図

(6) 公共用水域の環境基準・環境目標適合状況

河川の水質状況を表す代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）^{※29}の調査結果を下表に、各測定地点を下図に示します。庄内川ではすべての地点において環境基準値（BOD基準値 2 mg/L 及び 5 mg/L）を達成しており、市が独自に設定する環境目標値（BOD基準値 5 mg/L）については八田川（御幸）と西行堂川（天王橋）を除く 12 地点中 10 地点において達成しています。

表 3-14 環境基準及び環境目標適合状況（BOD75%水質値）

（単位：mg/L）

地点		環境基準値（水域類型）及び環境目標値	※2012 (H24)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	適否	
庄内川	①	城嶺橋	2 (A)	1.5	0.9	1.0	1.2	○
	②	東谷橋	5 (C)	0.8	1.2	0.8	1.4	○
	③	大留橋	5 (C)	1.5	1.7	1.1	1.8	○
	④	勝川橋	5 (C)	1.3	1.3	1.6	2.0	○
	⑤	水分橋	5 (C)	4.2	2.8	2.3	3.0	○
鮫川	⑥	鮫川橋	5 (環境目標値)	1.1	0.8	0.8	1.6	○
内津川	⑦	松本橋		0.9	1.7	1.8	1.4	○
新繁田川	⑧	身洗橋		0.6	1.0	0.9	1.8	○
繁田川	⑨	大気橋		1.3	1.1	0.8	0.8	○
新木津用水	⑩	高山橋		1.7	1.9	1.8	1.3	○
八田川	⑪	新興橋		4.6	6.8	4.8	2.6	○
	⑫	御幸		9.2	7.1	6.8	7.0	×
地藏川	⑬	杵ヶ島橋		2.5	3.2	2.5	2.5	○
	⑭	長塚橋		2.1	2.9	2.3	2.2	○
新地藏川	⑮	新地藏橋		1.3	1.9	1.4	1.4	○
大山川	⑯	間内橋		2.1	2.5	1.8	1.7	○
西行堂川	⑰	天王橋		8.0	5.8	4.0	5.2	×

※庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋の調査機関は国土交通省。

※新木津用水について、2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度の結果は大手橋での調査結果。

※環境基準及び環境目標適合状況については、75%水質値（年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値）により評価。

※前回計画策定時との比較のため、2012（平成24）年度の数値を記載。

※29 BOD（生物化学的酸素要求量）…Biochemical Oxygen Demandの略称で、河川や排水の汚れ具合を表す指標であり、微生物により汚濁物質（有機物）が分解される際に、20℃において5日間に消費する酸素量。

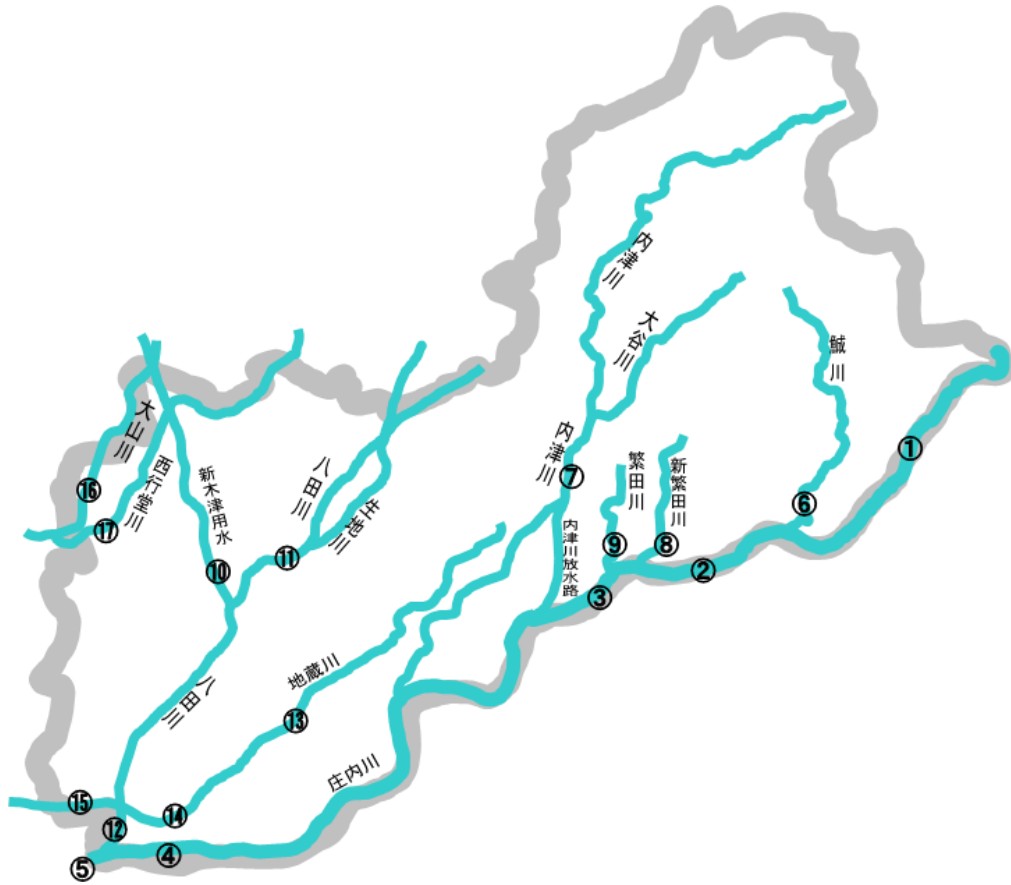


图 3-15 河川水質調査地点

2 今後の課題

(1) 公共下水道による生活排水処理の拡大

公共下水道による水洗化人口は、2022（令和4）年度末で行政区域内人口の約67%を占めています。生活排水処理の更なる拡大には、公共下水道区域の着実な整備と供用開始区域内の未接続家屋所有者への接続促進が必要となります。

(2) 合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や、くみ取り便槽利用者の生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されることから、公共下水道事業計画区域外においては合併処理浄化槽への転換を進めて行く必要があります。

(3) 生活雑排水の汚濁負荷量の削減と浄化槽の適正な管理

公共下水道や合併処理浄化槽であっても、処理施設への過剰な汚濁負荷は正常な処理の継続に支障をきたし、公共用水域の水質悪化へとつながります。また、浄化槽は維持管理が適正に行われることにより機能が維持されることから、検査・点検・清掃の実施が重要となります。このため、汚濁負荷物質の発生源対策及び浄化槽の適正な管理について周知・啓発を行う必要があります。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備及び維持管理

衛生プラントは1988（昭和63）年度に供用開始され、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度に基幹的設備改良工事を実施し、主要設備を15年間延命させる工事を実施しました。2033（令和15）年度に施設の耐用年数を迎えることから、施設整備の方針を検討する必要があります。

第2章 生活排水処理の将来像

1 基本理念

生活排水処理の課題を解決し、快適で衛生的な生活環境を維持するためには行政だけでなく、市民や事業者による相互の協力が必要となることから、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

ともに取り組み、次世代へつなぐ良好な生活環境

2 基本方針

基本理念を実現するため、次の2つを基本方針とし、総合的かつ計画的に施策を展開します。

基本方針1

生活排水処理の更なる推進



未処理の生活雑排水の減少には公共下水道や、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の更なる整備や利用が必要となるため、これらを更に推進していきます。

基本方針2

し尿・浄化槽汚泥の適正処理



くみ取り便槽や浄化槽から排出されるし尿や浄化槽汚泥は、衛生プラントで処理されます。衛生プラントの安定的な運営はし尿・浄化槽汚泥の適正な処理に必要なため、収集運搬体制の確保や適正な施設管理を進めていきます。

3 計画目標

本計画の目標として生活排水処理率を成果指標として設定し、2022（令和4）年度の実績を基準に、計画の中間年度である2028（令和10）年度に中間目標を、計画最終年度の2033（令和15）年度に最終目標を定めます。

表 3-16 生活排水処理率の現状と目標値

項目	年度	基準値	推計値		目標値	
			中間年度	最終年度	中間年度	最終年度
	2022 (R4)	2028 (R10)	2033 (R15)	2028 (R10)	2033 (R15)	
生活排水処理率		87.3%	88.9%	89.9%	94.0%	97.0%

4 目標達成時の処理人口等の予測

(1) 生活排水処理形態別の人口予測

中間年度である2028（令和10）年度と、計画最終年度の2033（令和15）年度における生活排水処理形態別の人口予測を下表に示します。

表 3-17 生活排水処理形態別の現状と目標値

（単位：人数）

項目	年度	基準値	推計値		目標値	
			中間年度	最終年度	中間年度	最終年度
	2022 (R4)	2028 (R10)	2033 (R15)	2028 (R10)	2033 (R15)	
①行政区域内人口		308,038	306,730	303,545	306,730	303,545
②水洗化・生活雑排水処理人口		269,065	272,696	272,901	288,326	294,439
(1)公共下水道接続※		205,096	209,512	210,994	209,512	210,994
(2)合併処理浄化槽		63,969	63,184	61,907	78,814	83,445
③水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽		36,637	32,711	29,815	17,689	8,860
④非水洗化人口 くみ取り便槽		2,346	1,323	829	715	246

※本計画の公共下水道接続人口の推計値は独自に推計したものです。目標値については全県域汚水適正処理構想（春日井市編）^{※30}と調整を図り設定しています。

※30 全県域汚水適正処理構想…汚水処理施設を効率的に整備、運営管理するため、各市町村が、地域ごとに適正な整備手法を選定し、これを県がとりまとめた、愛知県の汚水処理施設の整備、運営管理に関する総合的な構想。

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

推計値と目標値に基づく、し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測は次のとおりです。

目標値と基準値である 2022（令和 4）年度を比較すると中間年度である 2028（令和 10）年度は約 2%の減少となり、最終年度である 2033（令和 15）年度と比較すると約 4%の減少となります。

表 3-18 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

（単位：kL）

項目	年度	基準値	推計値		目標値	
			中間年度	最終年度	中間年度	最終年度
	2022 (R4)	2028 (R10)	2033 (R15)	2028 (R10)	2033 (R15)	
①し尿		5,568	4,817	4,153	4,817	4,153
②浄化槽汚泥		48,665	47,952	47,540	48,256	47,842
合計（①+②）		54,233	52,769	51,693	53,073	51,995

第3章 実現に向けた施策

基本方針1 生活排水処理の更なる推進

施策1-1 公共下水道利用の着実な推進

番号	取組	内容
1	公共下水道の整備の推進	下水道基本計画に基づき、計画的かつ着実な整備を行うとともに、排水量等の現状分析と将来予測に基づき、効率的・効果的な未普及地域の解消を図ります。
2	公共下水道接続率の向上	本市の公共下水道への接続率は2022（令和4）年度末時点で約96%と高い値ではあるものの、接続工事費に対する貸付制度の活用や、供用開始から間もない区域については、未接続家屋への訪問等により、公共下水道への接続率の向上を図ります。

施策1-2 合併処理浄化槽への転換の促進

番号	取組	内容
3	合併処理浄化槽設置費補助	合併処理浄化槽への転換に対する設置費用の一部を補助する制度により、公共下水道事業計画区域を除いた区域において、普及促進を図ります。
4	合併処理浄化槽の有効性の周知・啓発	ホームページやリーフレットにより合併処理浄化槽の有効性について周知・啓発を図ります。

施策1-3 発生源対策

番号	取組	内容
5	汚濁負荷物質の発生抑制に係る啓発	各家庭等における水質汚濁物質の発生源対策を促進し、生活雑排水に含まれる汚濁負荷物質の発生を抑制します。

施策1-4 浄化槽の適正な維持管理

番号	取組	内容
6	浄化槽の適正な維持管理の促進	浄化槽管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発をホームページやリーフレットにより行い、適正な維持管理を促進します。

基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

施策 2-1 収集運搬計画

番号	取組	内容
7	安定的な収集運搬体制の確保	収集運搬体制はし尿が直営及び委託業者、浄化槽汚泥については収集運搬許可業者で行いますが、今後のし尿及び浄化槽汚泥の収集量に対応できる効率的な体制で実施します。
8	し尿収集運搬事業の合理化に係る協議	し尿の収集運搬については、事業規模の縮小が想定されることから、事業の合理化について委託業者との協議を進めます。

施策 2-2 中間処理施設の安定的な運転・管理

番号	取組	内容
9	し尿・浄化槽汚泥処理施設の適正な管理	施設の老朽化による修繕の必要性を判断するため精密機能検査を実施し、検査結果に基づき適切な修繕を実施します。

施策 2-3 施設の整備

番号	取組	内容
10	次期し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備	2033（令和 15）年度に施設の耐用年数の限界を迎えることから、公共下水道の整備状況や、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推計に基づく適切な施設整備を進めます。

施策 2-4 再資源化の促進

番号	取組	内容
11	処理汚泥の再資源化方策の検討	衛生プラントの汚泥処理から発生する脱水汚泥及び脱水し渣は焼却後、埋め立て処分されていますが、今後、セメント原料等の再資源化方策や施設更新時には脱水汚泥と生ごみを利用したメタン発酵によるバイオエネルギーの活用等を検討します。